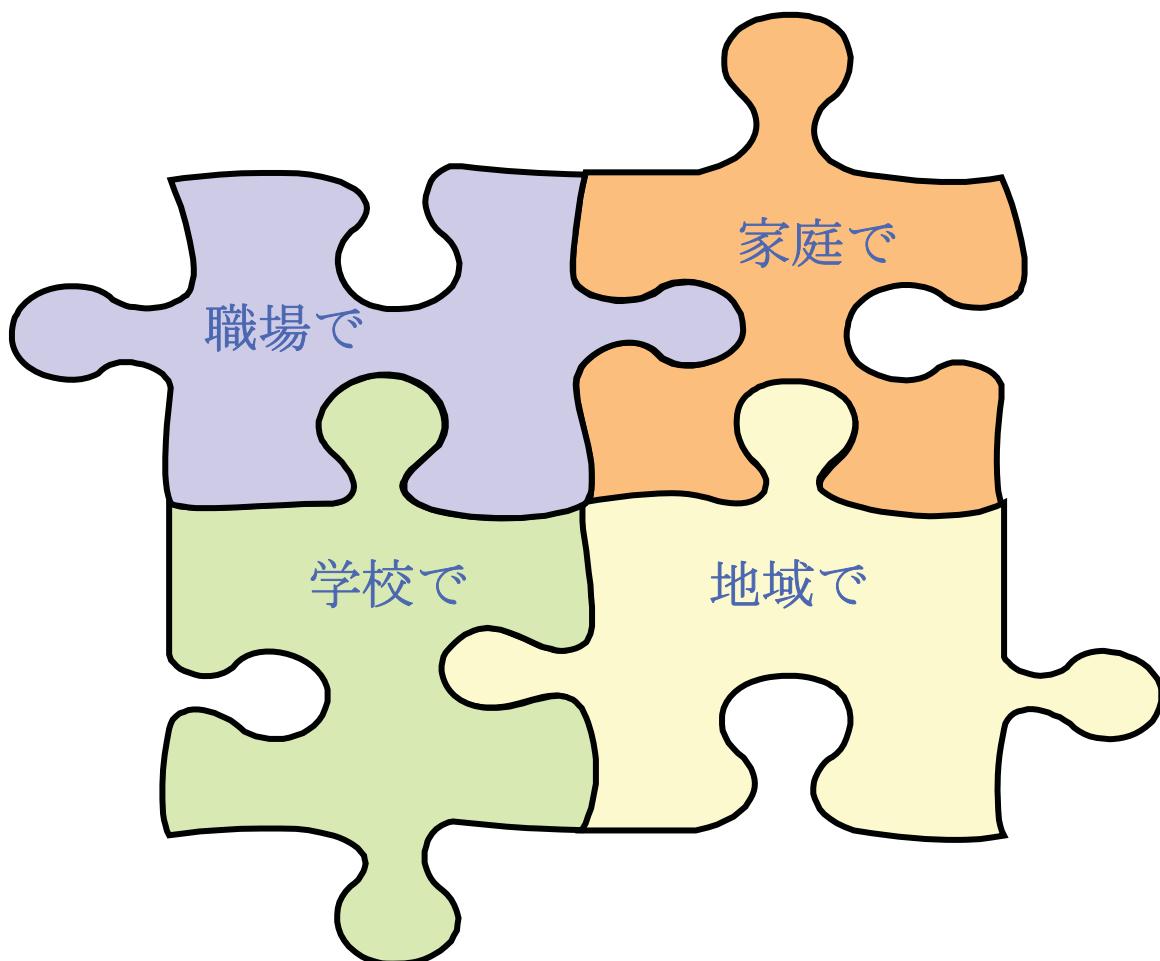


【男女共同参画行動計画】

第2次富士宮市男女共同参画プラン 後期実施計画

2011年度～2015年度



平成23年（2011年）3月

富士宮市

はじめに



私たちを取り巻く社会環境は、高度情報化、国際化などの進展、急速に進む少子高齢化、家族形態の多様化など大きく変化しています。

このような社会環境の変化に対応し、だれもが性別、年齢などにとらわれることなく、お互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会実現の必要性は、ますます高まっています。

富士宮市では、平成11年3月、富士宮市男女共同参画プランを策定し、平成16年4月に「富士宮市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、女性センターを男女共同参画センターに名称変更しました。

また、「富士宮市男女共同参画プラン」（平成11～17年度）をさらに進め、「第2次富士宮市男女共同参画プラン」（平成18～27年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進めてまいりました。

このプランでは、実施計画の計画期間を5年間としていることから、今回、市民意識調査を実施し、第4次富士宮市総合計画の後期計画との整合性を図るとともに、事業の進行や社会経済状況の変化に対応した計画とするための見直しを行いました。

策定しました、「後期実施計画」の推進にあたっては、行政はもとより、市民、事業者、各種団体、関係機関と力を合わせて、着実な推進を図っていきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

男性も女性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、富士宮市にとって、より大きな発展と活性化をもたらすものであると確信しています。

最後に、この計画を策定するにあたり、富士宮市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた方々に心から感謝申し上げます。

平成23年3月

富士宮市長 小室 直義

目 次

I	後期実施計画策定の背景	1
II	後期実施計画の考え方	2
III	後期実施計画の内容	7
	基本的施策 1	8
	基本的施策 2	10
	基本的施策 3	13
	基本的施策 4	16
	基本的施策 5	18
	基本的施策 6	21
	基本的施策 7	25
	基本的施策 8	28
	基本的施策 9	30
IV	後期実施計画の推進	32
V	参考資料	33

(別 冊) 推 進 事 業

I 後期実施計画策定の背景

1 経緯

国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を施行し、すべての人の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、その実現に向けて施策を推進しています。

富士宮市においては、平成11年（1999年）3月、「富士宮市男女共同参画プラン」を策定、平成16年（2004年）4月には、「富士宮市男女共同参画推進条例」を公布、施行し、男女共同参画社会の推進を図るとともに、豊かで充実した人生を送ることができるよう、安らぎと活力にみちた社会の実現を目指してきました。

さらに、平成18年（2006年）3月には、「第2次富士宮市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する様々な施策を推進しています。

このプランは、平成18年度から10か年の計画で、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるのですが、実施計画の前期の期間が、平成18年度から平成22年度までの5か年であることから、平成23年度からの後期実施計画を策定する必要があります。

2 社会状況

本市においても、男女共同参画社会を目指し施策の推進を図っていますが、仕事を持つ女性が増えた現在でも、職場や家庭、地域で性別により役割を固定する考え方は、なお根強く残っています。

また、少子高齢社会の到来や家族形態の多様化など、社会経済情勢の急激な変化の中で、今後、社会の活力の低下が懸念されることから、企業はもとより地域や家庭においても、仕事と生活の両立を男女ともに実現することが求められています。

こうした変動に対しては、市の子育て・介護支援はもとより、市民、事業者とも連携した就業環境整備など男女共同参画を進めるための枠組みづくりが望まれています。

3 ねらい

「第2次富士宮市男女共同参画プラン」は、平成18年度から平成27年度までの10か年の計画ですので、後期実施計画においても、基本計画（基本目標・基本理念・基本的施策）に基づき、施策の方向については継続することとし、具体的施策及び推進事業について見直しを行いました。

Ⅱ 後期実施計画の考え方

1 計画策定の目的

「第2次富士宮市男女共同参画プラン」実施計画の前期が、平成22年度までとなっていることから、平成23年度からの後期実施計画を策定するため、前期の実施計画における成果を踏まえ、基本理念に基づき、社会情勢の変化を考慮し、市・市民・事業者が連携して男女共同参画社会を実現するために、具体的施策及び推進事業の見直しを行いました。

2 計画の構成

(1) 基本目標

男女共同参画社会の実現

—男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できるまち—

(2) 基本理念

富士宮市男女共同参画推進条例第3条の基本理念に基づき、基本的施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 1 人権の尊重と男女の平等
- 2 社会における制度又は慣行の見直し
- 3 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる心身の健康への配慮
- 6 国際的視野で取り組む男女共同参画

(3) 基本的施策

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- (2) 男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (4) 地域における男女共同参画の推進
- (5) 就労の場における男女平等の推進
- (6) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- (7) 生涯にわたる男女の健康支援
- (8) 女性に対する暴力の根絶
- (9) 国際的視野で取り組む男女共同参画の推進

3 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び「富士宮市男女共同参画推進条例」に基づくものであり、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるものです。
- (2) 「第2次富士宮市男女共同参画プラン」の後期実施計画です。
- (3) 「第4次富士宮市総合計画」の部門別計画であり、総合計画との整合性を図ります。

4 推進期間

平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5か年とします。ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

5 見直しのポイント

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする環境整備

家庭生活と職業生活、その他の社会における活動の両立を男女ともに実現するため、とくに子育て支援、介護支援に関する施策を中心とし、他の事業もこの施策との連携強化を図ります。

- (2) 男女の人権を尊重する視点に立った意識啓発

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の啓発は、その対象となる年代、性別等に応じた実効性のある取組みを展開し、粘り強い推進を図ります。

- (3) 女性の活躍を促進するための支援

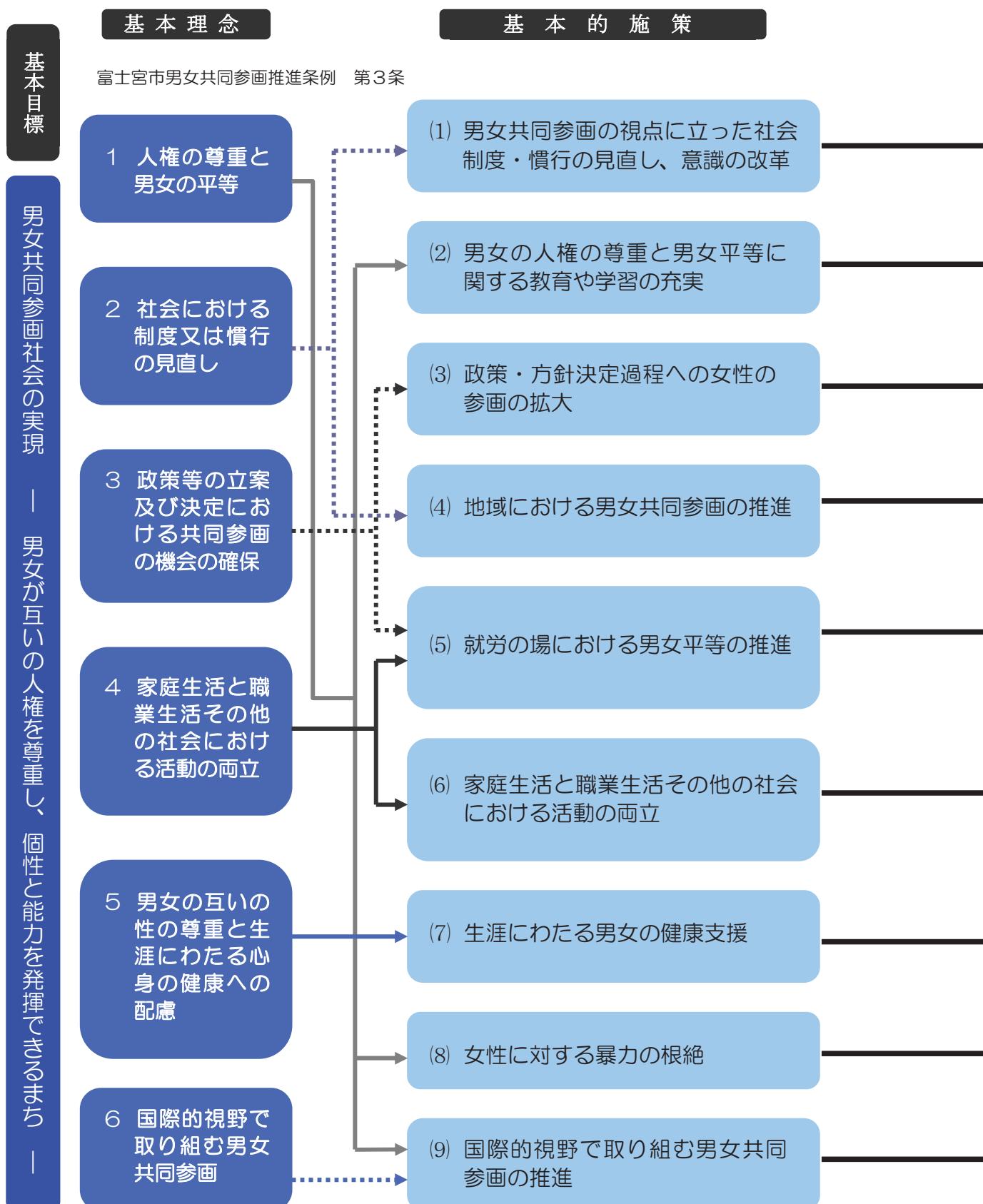
政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、様々な分野で男女がともに活躍できる社会づくりへの取り組みを支援していきます。

- (4) 市民、事業者、各種団体との連携強化

市民、事業者、各種団体との連携・協働による、積極的な協力体制での男女共同参画社会づくりを推進していきます。

第2次男女共同参画プランの体系

基本計画 (平成18年度～27年度の10か年の計画)



後期実施計画（平成23年度～27年度の5か年の計画）

施 策 の 方 向

- ① 男女共同参画の視点に立った行政施策の推進
② 男女共同参画の市民意識の啓発の促進
③ 男女共同参画に関する調査及び情報収集と提供
- ① 学校における人権の尊重、男女平等を推進する教育の充実
② 家庭、職場、社会における男女平等教育の推進
③ 生涯学習の場における男女共同参画の推進
- ① 審議会等、市政への女性の参画の拡大
② 市役所における女性の職域拡大と登用促進
③ 民間企業や各種団体における方針決定過程への女性の参画支援
④ 女性の人材育成の支援
- ① 地域団体における男女共同参画の促進
② 地域の一員としての地域活動への男女共同参画の促進
- ① 男女均等な雇用機会と待遇の確保の推進・啓発
② 男女の雇用機会の拡大
③ 女性の職業意識の向上と能力発揮の支援
④ 女性の再就職に向けての支援
⑤ 農業や商工業等自営業における男女共同参画の推進
- ① 家庭における家事・子育て・介護への参画を促進するための情報や学習機会の提供
② 子育て・介護の社会支援策や相談体制の充実
③ ひとり親家庭への支援策の充実
④ 高齢者が安心して暮らせる条件整備
- ① 性と健康についての知識の普及
② 母性の保護と母子保健の推進
③ 生涯にわたる心身の健康づくりの支援
④ スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進
- ① 暴力防止の広報・啓発・情報提供
② 暴力を受けた女性への支援を行うための相談体制の充実と関係機関の連携
- ① 在住外国人が参加しやすい男女共同参画の推進
② 国際交流・協力活動を通した男女共同参画の推進

実施計画の見直し状況

前期実施計画	
(平成18年度～22年度)	
施策の方向	29項目
具体的施策	115項目
推進事業	257事業

後期実施計画	
(平成23年度～27年度)	
施策の方向	29項目
具体的施策	113項目
推進事業	225事業

前期実施計画									
基本的施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
施策の方向	3項目	3項目	4項目	2項目	5項目	4項目	4項目	2項目	2項目
具体的施策	8項目	16項目	11項目	7項目	10項目	32項目	19項目	6項目	6項目
推進事業	15事業	42事業	19事業	15事業	18事業	81事業	40事業	13事業	14事業

後期実施計画									
基本的施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
施策の方向	3項目	3項目	4項目	2項目	5項目	4項目	4項目	2項目	2項目
具体的施策	8項目	16項目	11項目	7項目	*	*	*		
					9項目	34項目	16項目	6項目	6項目
推進事業	12事業	38事業	19事業	13事業	16事業	69事業	32事業	13事業	13事業
推進事業の見直し内容	● 1 □ 3 ○ 8 ■ 3	● 1 ◎ 1 □ 1 ○ 35 ■ 3 ◆ 1	◎ 1 ○ 18 ○ 2 □ 2 ○ 8	☆ 1 ◎ 2 □ 2 ○ 10 ■ 2 ◆ 1	● 4 ○ 1 □ 1 ○ 10 ■ 1 ◆ 1	☆ 5 ● 11 ○ 5 □ 7 ■ 1 ◆ 1	● 1 □ 2 ○ 1 ○ 28 ○ 41 ■ 16 ◆ 1	○ 13 □ 2 ○ 1 ○ 28 ○ 41 ■ 8 ◆ 1	○ 13 ■ 1

(推進事業の見直し内容の記号の見方)

☆……新規事業数

◎……細やかな修正を行った事業数

○……継続する事業数

■……ポイントを絞ったため廃止する事業数

◆……完了したため廃止する事業数

●……大きく変更された事業数

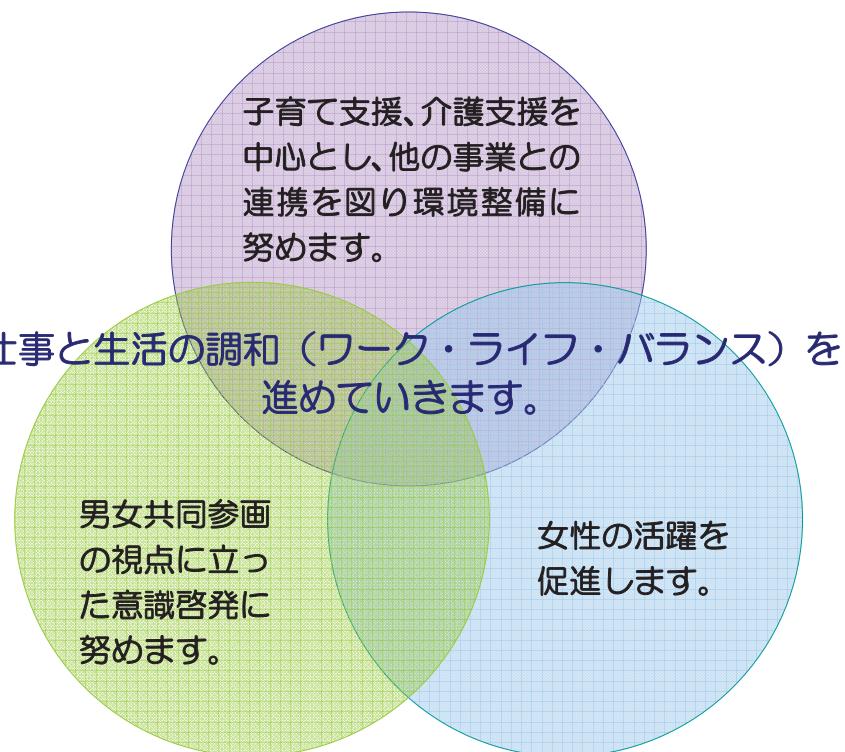
□……ポイントを絞って継続する事業数

■……ポイントを絞ったため廃止する事業数

◆……完了したため廃止する事業数

Ⅲ 後期実施計画の内容

第2次富士宮市男女共同参画プランの 後期実施計画では



- * 具体的施策の表中、施策の内容の（随時）（隔年）の表示について
(随時)：後期実施計画の期間中に随時実施する事業
(隔年)：実施の計画が隔年となっている事業
- * 所管（担当する課）は、機構改革等により変更することがあります。

基本的施策 1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

【現状と課題】

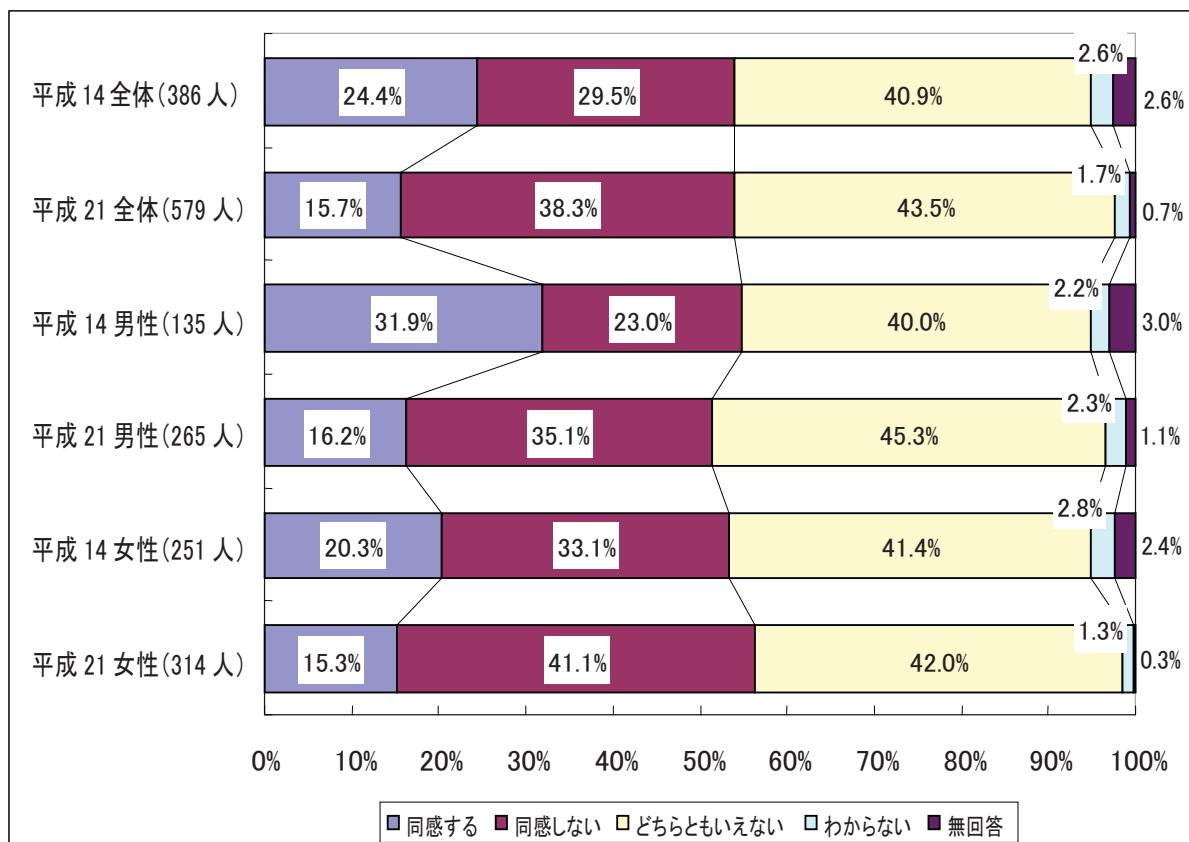
「男は仕事、女は家庭」に代表される社会的・文化的に形成された固定的な性別役割分担意識を反映した制度や慣行は、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野に残っているため、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げるなど、男女共同参画の推進を阻害する要因となっています。

このため、女性も男性もその個性や能力を発揮し、自らの意思であらゆる分野に参画していける社会を築くために、男女の人権の尊重の視点に立ち、社会制度・慣行を見直すための環境の整備が求められています。

人々の意識に根強く残っている性別役割分担の意識改革を図るため、一層の広報・啓発活動、情報提供を図っていく必要があります。

【参考資料】

性別役割分担について 「男は仕事・女は家庭」という考え方をどう思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の推進

女性も男性もその個性や能力を発揮し、自らの意思であらゆる分野に参画していくように、家庭、地域、学校、職場などにおける制度や慣行を見直すとともに、環境の整備に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
1101	行政全般にわたる男女共同参画の視点に立った施策の推進	市民との協働（パブリックコメント制度等）による各種計画策定の推進に努めます	秘書広報課
1102	だれもが使いやすい公共施設の整備	高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れ女性に配慮した公共施設の整備に努めます	住宅営繕課 都市整備課

(2) 男女共同参画の市民意識の啓発の促進

男女共同参画に関する市民の理解を深め、性別による固定的な役割分担意識を見直すため、広報・啓発活動に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
1201	各種媒体を利用した啓発の推進	広報ふじのみや・ホームページ等を利用した啓発を推進します	社会教育課
1202	男女共同参画を啓発するための講座等の開催	男女共同参画について、市民の理解や関心を高めるための講座・講演会を開催します	社会教育課
1203	行政の刊行物における男女共同参画の視点の導入	広報等の市の発行物について、男女共同参画の視点に立った表現等に努めます	秘書広報課 社会教育課

(3) 男女共同参画に関する調査及び情報収集と提供

男女共同参画に関する調査の実施や統計資料を収集し、市民の男女共同参画の現状を把握するとともに、情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
1301	男女共同参画に関する情報の収集と提供	国・県・市の男女共同参画に関する情報を収集し、提供します	社会教育課
1302	男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画に関する意識調査等を実施し、施策への反映に努めます（随時）	社会教育課
1303	マス・メディアへの情報提供の強化	新聞、ラジオ等に対して、男女共同参画に関する事業情報を積極的に発信します	社会教育課

基本的施策 2 男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実

【現状と課題】

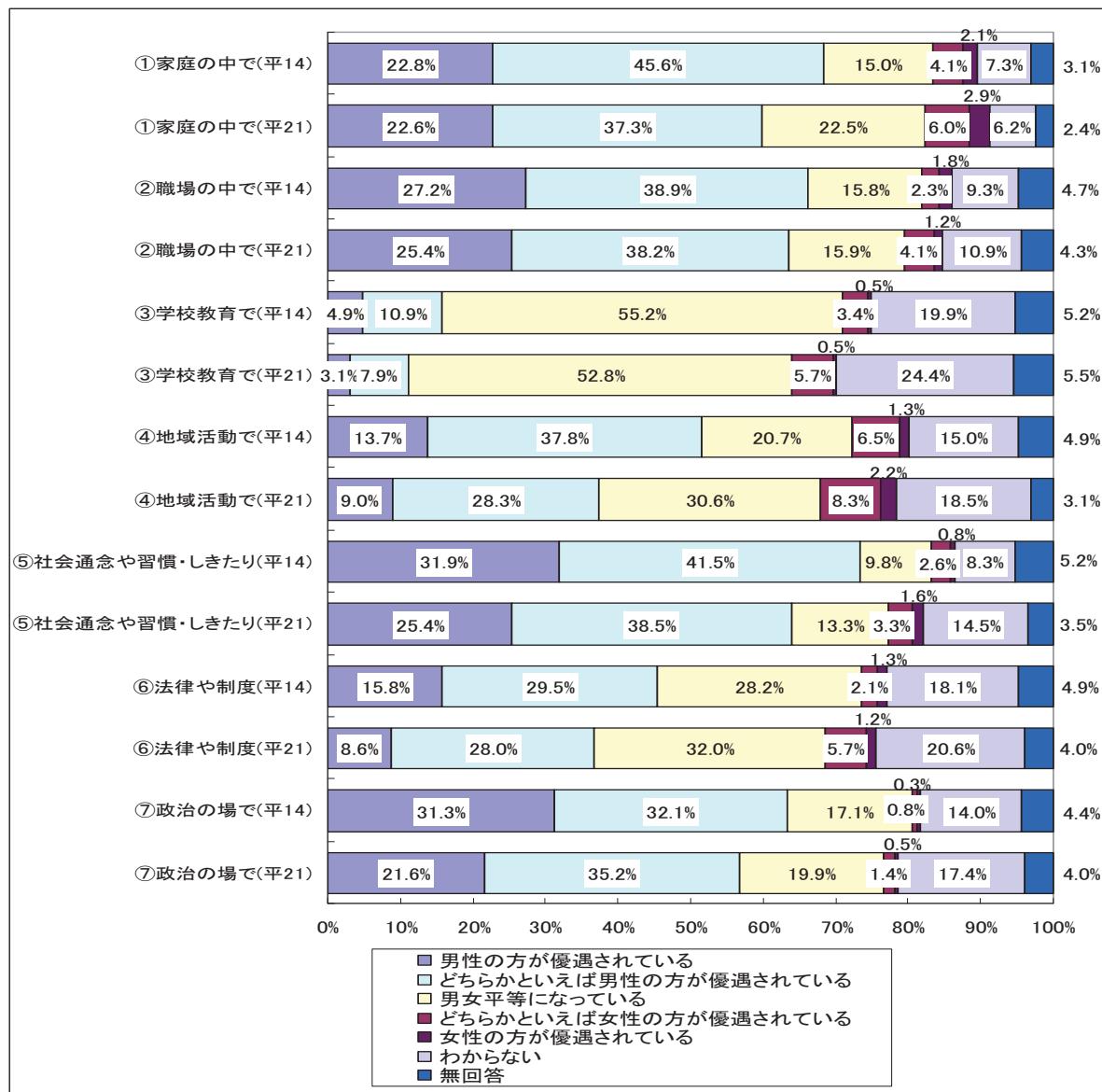
生きがいや自己実現の場を求めて、生涯学習や市民活動への参加に意欲を持つ市民が増えています。男女共同参画社会は、すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず、あらゆる分野で能力が発揮できる機会が確保される社会です。

男女共同参画社会の形成といった視点に立てば、女性も男性も、あらゆる学習の場によってしっかりとした知識を身につけることで、自由に多様な生き方を選択できることが可能になり、そのためには「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる生涯学習の機会の充実に努める必要があります。

このため、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場で生涯をとおして男女平等を推進する教育・学習の充実が必要です。

【参考資料】

男女の平等感について 「各分野における男女平等度」についてどう思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

【施策の方向】

(1) 学校における人権の尊重、男女平等を推進する教育の充実

学校教育のあらゆる場において、すべての人の人権が尊重される教育、学習の充実を図るとともに、性別にかかわらず一人ひとりが主体的に多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ります。

また、教員自らの価値観や言動が児童・生徒に与える影響は大きく、男女平等教育に関する理解が重要であることから、教員に対しての平等教育に関する研修を充実します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
2101	教職員等における男女共同参画の推進	校長・教頭の管理職や各主任等への女性の登用を進めます	学校教育課
		教職員等へ男女共同参画について研修を実施します	学校教育課 子ども未来課
2102	男女共同参画の視点に立った教育内容の充実	心身の発達段階に応じた性に関する教育を推進します	学校教育課
		道徳や学級活動において人権教育を推進します	学校教育課
		職場訪問や職業の体験学習を推進します	学校教育課
		男女共同参画を考える副読本や教材を活用した授業に向けて研究を推進します	学校教育課
2103	男女共同参画の視点に立った進路指導の実施	性別にかかわらず、個性と能力を尊重した進路指導を推進します	学校教育課
2104	男女共同参画の視点に立った保健相談の充実	思春期の性に関する悩みや不安に対応するため、小中学校の保健相談を充実します	学校教育課
2105	学校行事における男女共同参画の推進	授業参観など学校行事へ男性も積極的に参画できるように配慮します	学校教育課

(2) 家庭、職場、社会における男女平等教育の推進

家庭、職場、社会において性別による固定的役割分担意識にとらわれることのない男女平等の教育・学習を推進します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
2201	あらゆる学習機会における男女共同参画の視点の導入	公民館等で開催する学習に男女共同参画の内容を盛り込みます	社会教育課
2202	啓発のための講座・講演会の開催	男女共同参画に対する、市民の理解や関心を深めるための講座・講演会を開催します	社会教育課
2203	生涯学習を推進するための女性指導員の充実	生涯学習・文化・スポーツ活動を推進するため、女性の社会教育指導員を充実します	社会教育課 富士山文化課 ふじくらまつり振興課 中央図書館
2204	あらゆる学習機会における男性の参加促進	家庭教育に関する学習事業の開催時間や内容を改善し、夫婦や男性を対象にした学習機会の提供に努めます	社会教育課 福祉総合相談課

(3) 生涯学習の場における男女共同参画の推進

女性も男性も、学習活動によって知識を身につけ、男女が共に個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、いつでも、どこでも、だれでもが学びたいときに学べる生涯学習の機会の充実に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
2301	講座・講演会等への市民参画の推進	従来の参加型から参画型への転換を目指し、市民企画により運営される講座、講演会を開催します	社会教育課 中央図書館
2302	公共施設の有効活用の推進	余裕教室や出張所などの公共施設を有効活用し、学習機会の場の提供に努めます	社会教育課
2303	学習機会の拡充	講座等の時間や内容等を工夫し、これまであまり学習に参加していなかった、男性や若年層の学習機会の拡充に努めます	中央図書館 社会教育課
2304	学習機会拡充のための情報提供	学習に関連した資料の収集に努め、広く市民に提供します	社会教育課
2305	学習機会拡充のための調査	市民ニーズを的確に把握し、そのニーズにあった学習機会を提供するため、生涯学習に関するアンケート調査を実施します	社会教育課
2306	学習機会提供の場の整備充実	地域の学習活動の拠点となる公民館等を整備するとともに、社会教育指導員を配置するなど、ハード、ソフト両面からの充実を図ります	社会教育課
2307	学習機会の拡充のための託児制度の充実と活用	子育て中の女性が学習活動に参加できるよう、託児ボランティアの充実に努めます	社会教育課
		一時託児付きの講座や教室、講演会を実施します	社会教育課 砵°-ヅ振興課 中央図書館 くらしの相談課

基本的施策 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

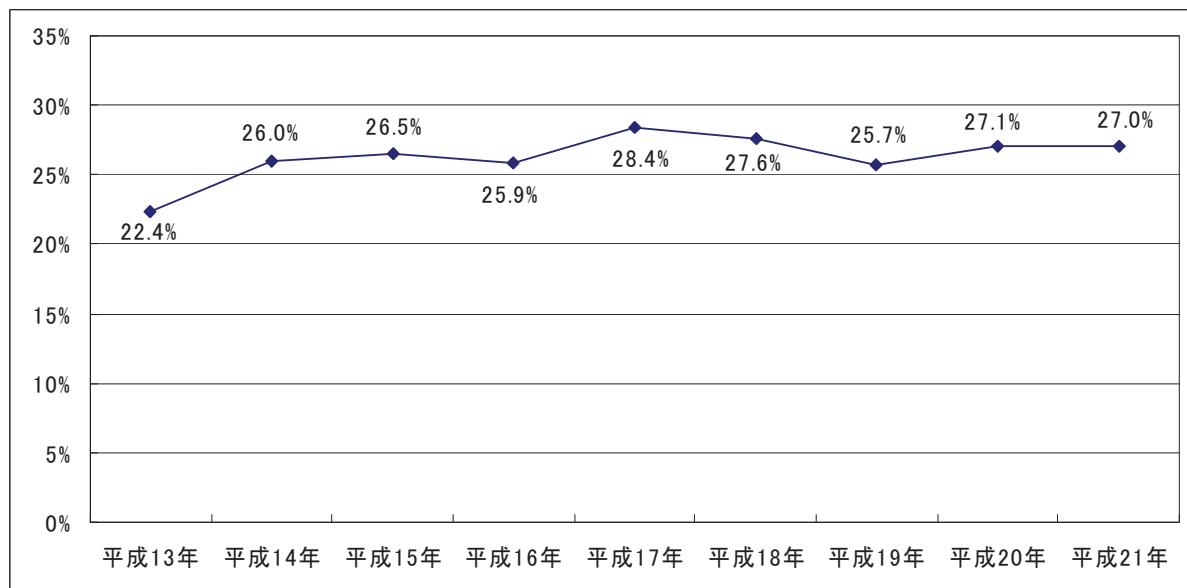
男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現のためには、政策方針決定過程や民間団体における方針決定過程に男女が対等に参画する機会を確保することが重要です。

しかし、現状ではこうした政策・方針決定過程における女性の参画は少なく、男性主導で進められている場合が多く見られます。

行政の分野においては、法律や条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会への女性の登用率は、平成21年（2009年）で27.0%と低い状況にあります。今後、市は率先して、女性の人材育成に努めるとともに、女性委員の積極的登用を進め、女性の意見を市政へ反映させる必要があります。また、民間企業や団体等における女性の登用を促進するための情報提供や啓発に努める必要があります。

【参考資料】

富士宮市の審議会等における女性委員の登用状況



(4月1日現在)

【施策の方向】

(1) 審議会等、市政への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程における女性の参画を推進するため、人材に関する情報を収集・整理し、情報提供することにより、審議会等女性委員の積極的な登用を図ります。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
3101	市の審議会等への女性の登用促進	女性委員のいない審議会等の解消を図るとともに、すべての審議会等で女性委員の比率35%を目標に、より積極的な女性の登用を計画的に進めます	関係課 社会教育課
3102	市の審議会等への女性の登用促進の状況調査	審議会等への女性の登用促進の状況を調査します	社会教育課

(2) 市役所における女性の職域拡大と登用促進

女性職員の意見が行政の広い分野に活かされるよう、職域の拡大と能力開発を進めます。

また、市の政策・方針決定過程へ女性職員の参画を推進するため、研修の充実や適正な人事評価により、管理職への登用を促進します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
3201	女性職員の職域拡大の促進	女性職員が特定の分野に偏らないよう、職務内容を見直し、職域の拡大を促進します	人事課
3202	女性職員の職域拡大のための研修	女性職員の能力が行政の幅広い分野に活かされるよう、積極的にさまざまな研修を行い、能力開発を図ります	人事課
3203	女性職員の管理職への登用	女性職員の管理職への登用を促進します	人事課
3204	女性職員の管理職への登用促進のための意識改革	女性職員の積極的育成と能力開発について、職員を対象とした研修を実施します	人事課

(3) 民間企業や各種団体における方針決定過程への女性の参画支援

民間企業や各種団体における方針決定への女性の参画を促進するため、民間企業や団体等に対して、管理・指導的立場への女性の登用についての広報・啓発や情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
3301	民間企業や各種団体に対する女性の登用促進についての情報提供、啓発	企業や各種団体に対し、個人の才能や個性を活かした女性の登用について、情報提供、啓発に努めます	商工観光課
3302	民間企業や各種団体等における女性の登用状況調査の実施	企業や各種団体に対し、女性の登用状況調査を実施します（随時）	社会教育課
3303	民間団体における女性グループの支援	地域産業の振興に取り組む女性グループを支援します	商工観光課 農政課

(4) 女性の人材育成の支援

女性が自らの意思によってあらゆる分野に参画するための多様な能力をつけるため、学習機会や情報の提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
3401	女性の人材情報の充実と活用	幅広い知識を持ち審議会等においても積極的に発言できる女性の人材情報の充実と活用を図ります	社会教育課
3402	女性リーダーの育成	農林水産物を活用した特産品の研究・開発等による振興や魅力ある店づくりに取り組む女性リーダーや商店街の振興などに取り組む女性リーダーの育成の支援に努めます	商工観光課 農政課



基本的施策 4 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域における団体の活動（町内会、PTAなど）では、実際は女性が担っているにもかかわらず、現状では、男性が主導権をとっている場合が多いことから、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づいた社会慣行を見直し、女性の意見が反映されるような組織づくりが求められています。

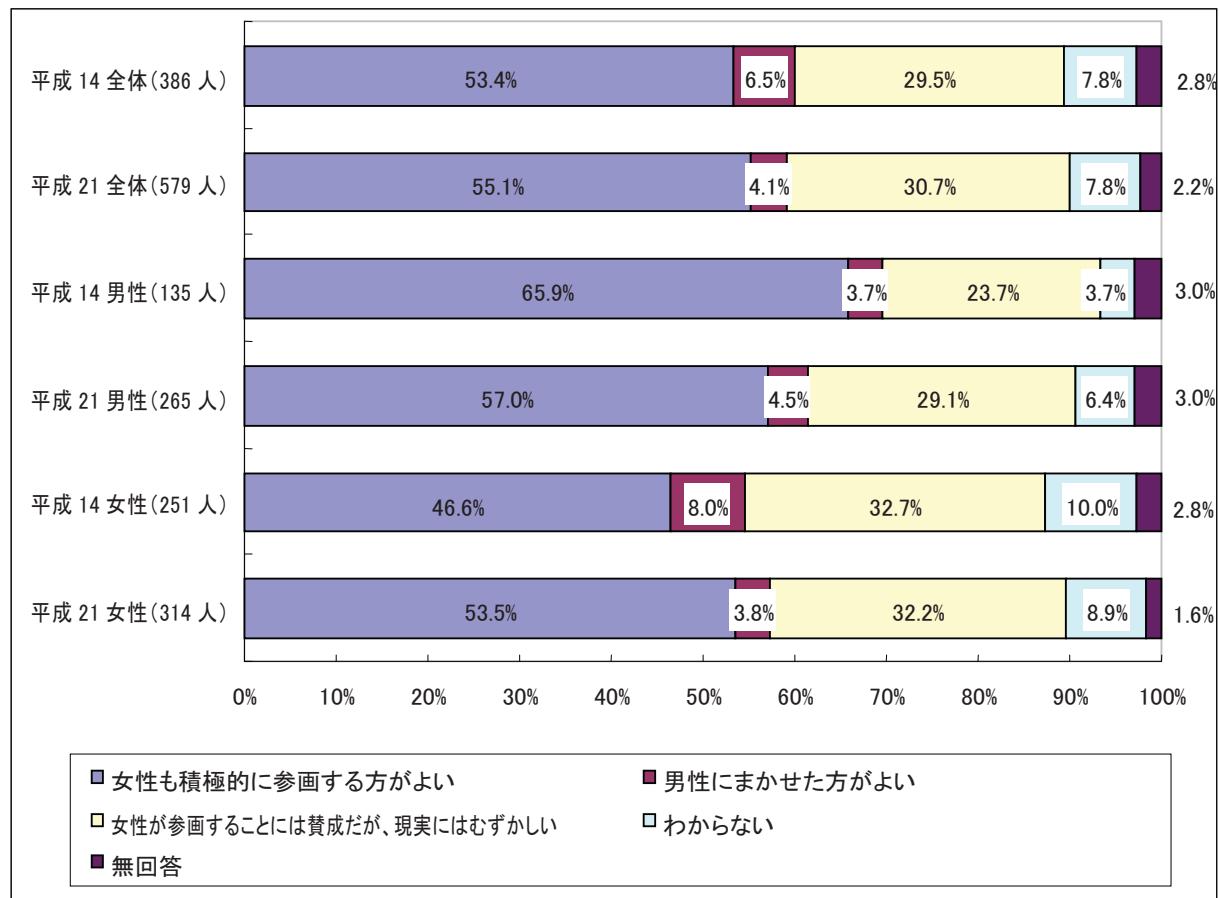
このため、地域に残っている社会慣行を、男女共同参画の視点に立って見直すことや、地域で活動を行う団体の方針決定過程に男女が共に参画する機会の確保に努めていくことが大切であると考えます。

また、今日ではボランティア、NPOなどの活動が地域を越えて、まちづくりに参画しています。

このように生活の身近で活動する町内会、PTAなどの団体にとどまらず、ボランティアやNPOなどの団体に対しても、男女共同参画を推進するための情報の提供に努める必要があります。

【参考資料】

地域活動において女性が「会長」になることについてどう思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

【施策の方向】

(1) 地域団体における男女共同参画の促進

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会をとらえ、情報の提供や啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
4101	男女共同参画団体ネットワークづくりの推進	市民活動グループ等、まちづくりに関わる団体に対し、活動場所や情報の提供などの支援を行い、ネットワークづくりを進めます	社会教育課
4102	地域活動における男女共同参画を推進するための広報、啓発、情報提供	地域活動における男女共同参画を推進するための広報、啓発、情報提供に努めます	社会教育課 防災生活課
4103	地域団体における女性の登用促進	地域団体の活動において、「役職者は男性」といった意識をあらため、女性の登用について啓発に努めます	防災生活課 社会教育課 福祉総合相談課
4104	男女共同参画団体等を支援するための活動拠点の整備	男女共同参画団体等の活動を支援するために、拠点となる男女共同参画センターの充実に努めます	社会教育課

(2) 地域の一員としての地域活動への男女共同参画の促進

男女がともに、地域におけるさまざまな活動に参画できるよう、情報の提供や啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
4201	地域の安全活動等における男女共同参画の推進	地域における防災活動や交通安全活動等について、女性の意見が反映されるよう努めます	防災生活課
4202	地域の市民活動を進めるための情報提供・相談体制の充実	だれもが参加しやすい市民活動とするために、情報提供や相談事業を行います	防災生活課 くらしの相談課
4203	地域における女性グループの支援と交流促進	女性グループ間の交流を促進し、活動発表を支援します	社会教育課

基本的施策 5 就労の場における男女平等の推進

【現状と課題】

就労の場において、男女が等しく働き、その個性と能力を発揮する機会を持つことは、男女共同参画社会の最も基本的な条件のひとつですが、就業の機会や職場における男女の格差は、いまだに残っています。

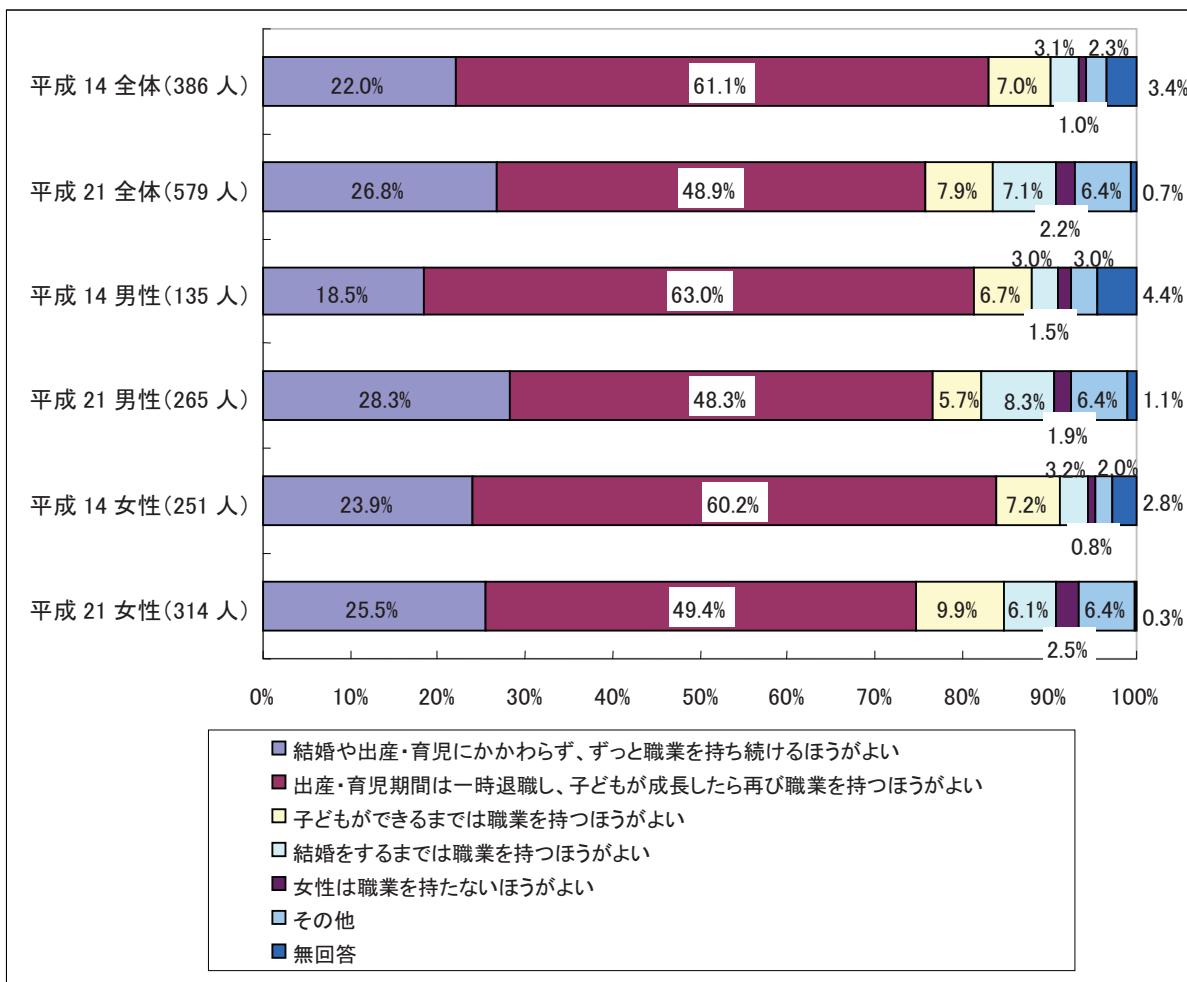
昨今の社会情勢を反映して、男性の就労状況も悪化していますが、女性の就労状況は、なお一層悪化し、女性が家事や育児といった家庭責任の多くを担っているため、いったん職場を離れた女性は、再就職することが大変困難な状況にあります。

近年の少子高齢化の進展により、女性の就業と能力開発の必要性は一層拡大することが予想され、性別による待遇格差のは正、仕事の内容と意欲や能力に応じた均等な待遇が確保される必要があります。

また、農業や商工業等自営業に携わる女性については、生産や加工、流通といった分野で大変重要な役割を果たしています。こうした労働の場では女性の労働を正当に評価する仕組みづくりも求められています。

【参考資料】

女性が働くことについてどのように思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

【施策の方向】

(1) 男女均等な雇用機会と待遇の確保の推進・啓発

募集・採用・配置・訓練・昇進・賃金・福利厚生など、雇用のあらゆる面で男女の平等が確保され、女性がその能力を十分発揮できるよう「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」等の趣旨に沿った適正な運営がされるよう、企業への啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
5101	労働条件に関する情報の啓発、収集及び対応	市内企業を訪問し、企業活動が円滑にできるよう事務支援することにより、就業機会の拡大推進を図ります また、労働条件等の情報の啓発及び収集をします	商工観光課
5102	企業における男女共同参画の調査	企業における男女共同参画の推進について調査します（随時）	社会教育課

(2) 男女の雇用機会の拡大

就業分野の拡大を図り、男女の雇用機会を確保するため、企業等の誘致に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
5201	就業機会の拡大促進	企業誘致を図り、女性の雇用の拡大を推進します	商工観光課
5202	就業機会に関する情報の提供と就労支援	内職相談員による、就業に関する相談事業を推進するとともに、地域産業と学校等との交流事業を実施し、新規学卒者などへの就職情報の提供、ハローワークと連携しての就労支援に努めます	商工観光課

(3) 女性の職業意識の向上と能力発揮の支援

女性の職業人としての自覚を育て、職業に関する知識や技術習得の機会を充実させ、働く女性の情報交換等による活性化を促し、女性の職業能力の育成を図ります。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
5301	労働知識の啓発及び学習機会の充実	充実した職業生活が送れるよう、労働に関する権利や法律・制度の啓発、学習機会の充実に努めます	商工観光課

(4) 女性の再就職に向けての支援

育児・介護等により退職した人で再就職をめざす女性に対して、必要な知識・技術の習得に関する支援をします。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
5401	女性再雇用制度の普及促進	21世紀職業財団と連携し、女性再雇用制度について、パンフレットの配布や、広報誌、地方紙等を通じて啓発を図ります	商工観光課
5402	再就職のための学習機会の提供	再就職に必要な、職業技術を習得するための学習機会を提供します	社会教育課
5403	起業支援の推進	SOHO設立に向けた希望者に対する支援をします	商工観光課

(5) 農業や商工業等自営業における男女共同参画の推進

農業や商工業等自営業に携わる女性については、生産や加工、流通といった分野で大変重要な役割を果たしているので、女性の労働を適正に評価し、経営に参画させていくための啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
5501	農業や商工業等自営業に従事している女性の経営参画を促進するための啓発	女性の働きを正当に評価するための啓発及び経営への参画を促進します	商工観光課 農政課



基本的施策 6

家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が、家庭はすべての分野にかかわる重要な基本的な場であるとの認識に立ち、家庭責任を相互に協力して担い、職業生活やその他の社会における活動と両立させていくことが重要です。

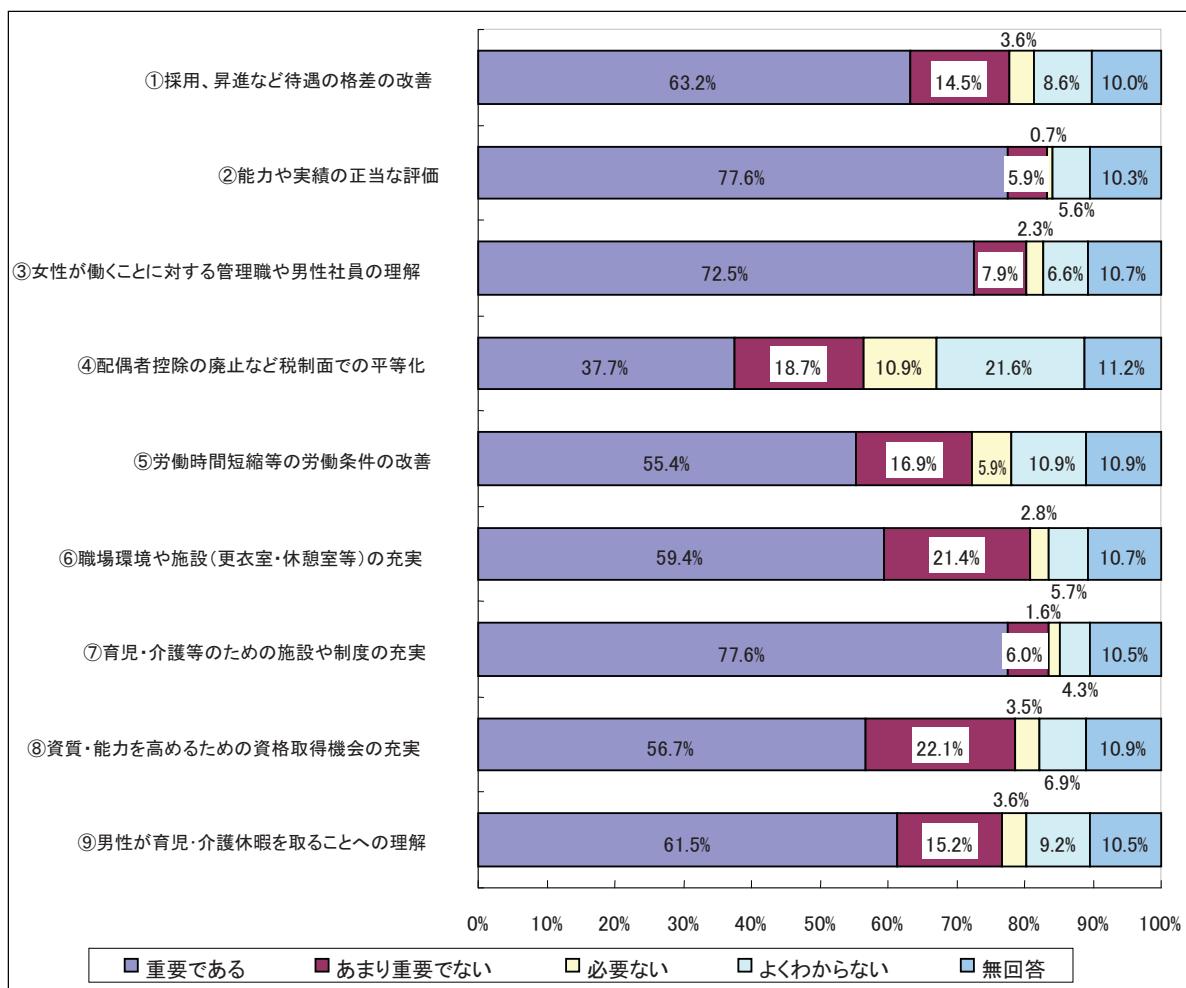
しかし、女性の就労の有無にかかわらず、家事、育児、介護等の責任のほとんどを女性が担っているという現状があるため、女性が継続して働くことや、積極的に社会の活動に参画していくことが難しい状況にあります。

男女が共に家庭責任を担い、職業生活やその他の活動と両立していくためには、家庭生活の重要性を認識し、育児や介護を社会コストとして捉えて、雇用システムや行政施策、地域の中で支援する体制が求められています。

男女が共に育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備、家庭生活をともに担うための情報や学習機会の提供をはじめとして、家族形態の多様化に対応した子育て・介護支援、相談体制の整備も求められています。

【参考資料】

「女性が仕事を続けていくための対策」としてどんなことが大切だと思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年）

【施策の方向】

(1) 家庭における家事・子育て・介護への参画を促進するための情報や学習機会の提供

安心して子育て・介護ができるよう、情報提供や学習の機会を充実するとともに、子どもを育てやすい家庭環境づくりに努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
6101	家庭教育に関する学習機会の提供	家庭教育に関する学習事業について、開催時間や内容等を改善し、夫婦や男性を対象とした学習機会の提供に努めるとともに、男女共同参画の視点を養うための学習を推進します	社会教育課
6102	家庭生活とその他の生活を両立するための情報提供の充実	家庭と仕事の両立に必要な、保育・介護等に関する情報提供及び育児休業、介護休業制度の啓発に努めます	子ども未来課 商工観光課 人事課 社会教育課
6103	子育て講座・講演会の開催	子育てに関する講座・講演会を開催し、子育てに関する正しい知識の普及に努めます	社会教育課 子ども未来課
6104	男性の自立を促進するための学習機会の提供	男性の自立を促進するための知識や技術を提供する学習会を開催します	社会教育課
6105	育児、介護を男女が共に担うための学習機会の提供	男性の育児、介護への参加を促進するために必要な技術を学ぶための学習機会の提供に努めます	福祉総合相談課 健康増進課 社会教育課 環境森林課

(2) 子育て・介護の社会支援策や相談体制の充実

男女が共に家庭責任を果たしながら、その他の生活との両立が図れるよう、子育て、介護支援策や相談体制の充実に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
6201	子育て支援行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく子育て支援行動計画を推進します	子ども未来課
6202	多様な保育サービスの推進	保護者のニーズを踏まえ、乳児保育、一時預り等を拡充するとともに、働く家庭の子育てを支援するために保育園の開所時間延長を充実します	子ども未来課
6203	ファミリー・サポート・センターの支援	地域における育児の相互扶助を行うファミリー・サポート・センターの支援に努めます	子ども未来課
6204	育児サークル等の育成支援、交流促進	母親が子どもの健康や遊びなどについて、話し合う育児サークルの支援に努めます	社会教育課 健康増進課
6205	保育サービスに関する調査の実施	多様化する保育ニーズに的確に対応するため、保護者に対して保育に関する調査を行い、保育サービスへの反映に努めます	子ども未来課

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
6206	子育てにおける保護者負担の軽減	子育てにかかる経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成など、公的助成制度の充実に努めます	子ども未来課
6207	地域における児童養育活動の推進	地域における児童養育活動の推進を目指し、放課後児童クラブの充実や子ども会活動等を支援するとともに、子どもの居場所づくりを推進します	子ども未来課 社会教育課
6208	青少年相談体制の充実	青少年相談センターを中心に、多様化する子どもの相談体制の充実に努めます	社会教育課 学校教育課
6209	家庭児童相談体制の充実	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため相談体制の充実に努めます	福祉総合相談課
6210	地域子育て支援センターの充実	育児相談や保育サービスの情報提供など、子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターの充実を図ります	子ども未来課
6211	地域における子育て支援	地域のボランティア等による子育て相談と遊びの場を提供します	子ども未来課
6212	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	地域における子どもや子育て家庭の問題に、関係機関と連携し対応します。	福祉総合相談課 子ども未来課
6213	幼稚園と小学校の連携	幼稚園と小学校が相互の教育内容について理解し、お互いに学び合う事業を推進します	学校教育課
6214	障害児を持つ親への支援	障害児を持つ親の負担を軽くするための助成及び相談、ホームヘルプサービスやデイサービスの充実に努めます	介護障害支援課 子ども未来課 福祉総合相談課
6215	地域福祉計画の推進	社会福祉法に基づく地域福祉計画の周知と推進体制の整備に努めます	福祉企画課
6216	地域における介護支援の推進	高齢者福祉計画・介護保険事業計画を推進します	介護障害支援課
6217	地域包括支援センターの運営	在宅サービスの拠点となる地域包括支援センターを設置し、地域型支援センターや地区社会福祉協議会とのネットワークを図り、介護予防事業の円滑・適正な運営に努めます	福祉総合相談課
6218	高齢者の介護に関するサービスの充実と予防	高齢者に対して自立した生活のための援助を行うホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等を充実するとともに介護に関する予防等の啓発に努めます	福祉総合相談課 介護障害支援課
6219	行政サービス利用の広報・啓発・情報提供	介護にかかるサービスについての広報・啓発・情報提供に努めます	介護障害支援課

(3) ひとり親家庭への支援策の充実

母子・父子家庭の自立と生活の安定を図るため、家庭と仕事の両立を支援するとともに各種の相談体制を充実します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
6301	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子家庭の母親の就業相談のほか、ひとり親家庭の育児等の相談の充実を図ります。	子ども未来課
6302	母子・父子家庭の生活安定の支援	母子・父子家庭の生活の安定を図るため、医療費等の助成による支援を行うとともに、母子寡婦福祉資金貸付事業の情報を提供します	子ども未来課

(4) 高齢者が安心して暮らせる条件整備

高齢者が安心して生活し、社会参加できるように、経済的、生活的自立を支援します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
6401	高齢者の学習活動の充実	寿大学、高齢者学級など、高齢者の自主的な学習活動の充実を図ります	社会教育課
6402	高齢者のボランティア活動と交流機会の充実	高齢者の豊かな知識や経験を生かしながら、生きがい対策にもなる各種のボランティア活動への参加を促進するとともにイベント等を通じて、異世代等との交流を図ります	福祉総合相談課
6403	高齢者グループ活動の育成	高齢者の余暇活動、コミュニティー活動を支援するため、老人クラブ等の高齢者グループ活動の育成を図ります	福祉総合相談課
6404	高齢者の就業機会の拡充	高齢者が就業を通じて社会参画できるよう、就業機会を提供するシルバー人材センター事業を積極的に支援します	福祉総合相談課
6405	地域における介護支援の推進	地域における介護ボランティアの育成等、介護における地域支援の強化を推進します	福祉総合相談課
6406	生活自立を支援する講座の開催	男女がともに参加できるような、衣食住に関する生活技術を学ぶ講座を開催します	社会教育課
6407	公共交通の充実	交通弱者の足の確保により安全・安心な社会の推進を図ります	都市計画課
6408	高齢者の健康づくり	高齢者が健やかで生き生きとくらせるための介護予防事業を実施します	健康増進課

基本的施策 7 生涯にわたる男女の健康支援

【現状と課題】

女性と男性が共に生き生きと暮らしていくことができる社会を実現するためには、生涯を通じて心とからだが健康であることが重要であり、男女が共に自立して生きていくための基本的要件でもあります。

このためには、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが必要であるとともに男女が互いに身体の特徴を十分に理解し、共に思いやりのある健康づくりが求められています。

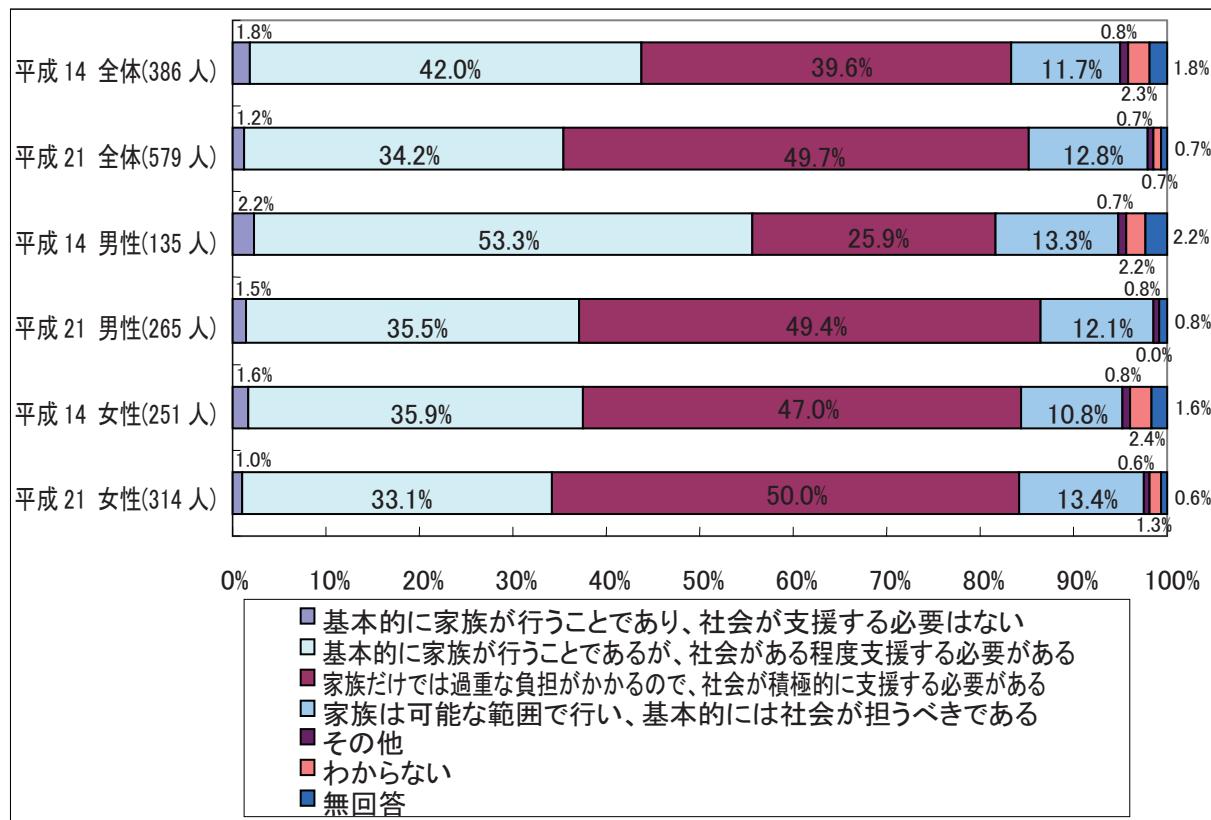
特に、女性は妊娠、出産といった身体的特性を備えているため、男性とは異なるさまざまな健康上の問題を抱えています。一方、男性の過労死やストレスによる心身の不調などの問題も指摘されています。

いつまでも、心身ともに健康ではつらつとした人生を過ごすには、若いときからの適度な運動、バランスの取れた食事や休養といった基本的な健康づくりや、心豊かに生活することが求められます。

食育・スポーツ・文化活動と、だれもが参加しやすい体制づくりや、健康相談等をはじめ、疾病予防や検診による早期発見、早期治療からリハビリテーションにいたる幅広い保健サービスが総合的に行われる必要があります。

【参考資料】

高齢者の介護に対する社会支援についてどのようにお考えですか



男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

【施策の方向】

(1) 性と健康についての知識の普及

生涯を通じた健康維持のため、互いの性について正しく理解し、尊重し合えるような保健指導や啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
7101	男女が互いの性を尊重するための啓発活動の推進	男女が互いの性について尊重するための情報提供等の啓発活動を推進します	社会教育課
7102	性に関する学習機会の充実	性に関する正しい理解を促すため、小中学生等を対象とした学習機会の提供に努めます	学校教育課 健康増進課

(2) 母性の保護と母子保健の推進

妊娠、出産といった女性の機能を正しく理解し、その重要性が認識されるよう保健指導や啓発に努めます。また、乳幼児の健全な発育のための保健指導や核家族化、少子化の進む中での母親の育児不安などの解消にも努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
7201	乳幼児保健の実施	発達段階ごとの健康診査を実施し、異常の早期発見、子育て支援を行い、乳幼児の健全育成を図ります	健康増進課
7202	母子保健事業の推進	早期の妊娠届け出を励行させ、妊娠、出産、育児を通じ、母と子の一貫した健康管理と健康的保持増進を図ります 産前産後における母子の健全な育成を図るため、保健師等による訪問指導を充実します	健康増進課

(3) 生涯にわたる心身の健康づくりの支援

男女のライフステージに応じて、心とからだの健康の維持・増進のために、健康診査や健康相談、健康教育など健康づくり支援事業の充実を図ります。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
7301	健康増進計画の推進	総合的な保健施策を推進します	健康増進課
7302	健康意識の啓発	健康まつり、市民健康講座等のイベントや広報誌を通じて、健康づくり意識の啓発を図ります	健康増進課 病院管理課
7303	エイズ・性感染症に関する予防、相談事業	エイズ・性感染症に関する予防、相談に努めます	健康増進課
7304	健康相談事業の実施	健康、精神保健等に関する相談事業の充実を図ります	健康増進課
7305	健康診査の充実	生活習慣病を中心とする疾病的早期発見、早期治療を目的として、乳がん、子宮がん及び各種健康診査の充実を図ります	保険年金課 健康増進課
7306	食育・地食健身による健康づくり	健康増進のための食材の地産地消を進め心身の健康づくりの推進を図ります	健康増進課 フードパレ推進室

(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進

男女が共にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康づくりが行えるよう、生活に密着したスポーツ・レクリエーションの奨励・普及を図るとともに、体育施設の有効活用や自主的活動の支援に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
7401	各種スポーツ教室等の開催	スポーツ教室や各種スポーツ大会、講演会等の事業を拡大し、女性の参加を促進します	スポーツ振興課
7402	スポーツ教室等への女性参加促進	子育て中の女性が、スポーツ教室等に参加しやすいように一時託児を実施します	スポーツ振興課
7403	スポーツ指導者・団体の育成	指導者講習会等を開催して、女性のスポーツ指導者の育成を図るとともに、地域のスポーツイベント等において、女性が積極的に企画・運営に参画できるよう努めます	スポーツ振興課
7404	スポーツ情報の提供	各種スポーツ情報が容易に得られるよう情報を提供し、女性のスポーツに対する関心を高めると共に、参加者の拡大を図ります	スポーツ振興課
7405	スポーツ施設の利用促進	スポーツ施設の有効利用や自主活動の支援を図ります	スポーツ振興課
7406	レクリエーション指導者の養成	団体、地域、事業所等でよりよい人間関係をつくるため、レクリエーション指導者の養成を図ります	社会教育課



基本的施策 8 女性に対する暴力の根絶

【現状と課題】

これまで女性に対する暴力（セクハラやDV等）は、女性の基本的人権に係る問題であるにもかかわらず、個人的、家庭内、職場内の問題として捉えられ、被害者が潜在化する傾向を持ち、社会的な問題としての認識及び対策は十分ではありませんでした。

これらの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、男女の置かれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会的、構造的問題があります。

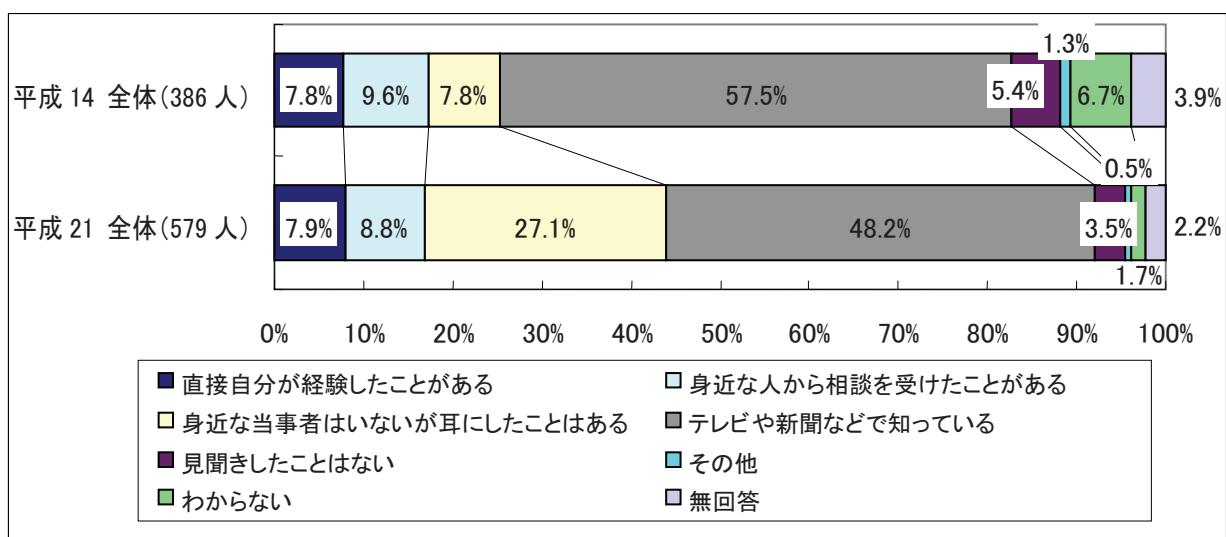
平成13年（2001年）10月「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、さらに平成16年（2004年）、平成19年（2007年）の改正により、これまで以上に暴力の定義、被害者の保護・支援が拡大されました。

しかしながら、新たに「デートDV」といわれるような若年層のDVも問題になっています。

これらの諸問題を、社会的、構造的問題として捉え、広報、啓発などの予防活動や、相談その後の自立支援まで、関係機関が連携した相談体制の整備が求められています。

【参考資料】

「夫婦間や恋人からの暴力について」見聞きしたことがありますか



男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

【施策の方向】

(1) 暴力防止の広報・啓発・情報提供

女性への暴力については、人権侵害であると認識し排除に向けた啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
8101	女性への暴力防止の広報・啓発・情報提供の充実	女性への暴力は、深刻な人権問題であるとの視点に立ち、排除に向けての広報・啓発・情報提供の充実に努めます	福祉総合相談課
8102	女性への暴力に関する実態の把握	女性への暴力に関する実態の把握に努めます	福祉総合相談課 社会教育課
8103	セクハラ防止の広報・啓発・情報提供の充実	職場におけるセクハラを防止するため、公共職業安定所等と連携を図りながら、パンフレットの配布等啓発に努めます	商工観光課 人事課
8104	セクハラ防止のための研修会の開催	市職員を対象にセクハラ防止の研修会を開催します	人事課

(2) 暴力を受けた女性への支援を行うための相談体制の充実と関係機関の連携

セクハラ、DV被害者に対して相談、保護、自立など、適切な支援を行うため、相談体制の充実を図るとともに関係機関の連携に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
8201	相談体制の充実	暴力で身体的、心理的、経済的に被害を訴えている女性に対し、相談することのできる窓口を設置するとともに、相談員研修の充実を図ります	福祉総合相談課 くらしの相談課 社会教育課 人事課
8202	関係機関との連携	暴力被害者に対し、適切な相談と支援を行うための府内関係機関・国・県・他市町とのネットワークづくりを図ります	福祉総合相談課

基本的施策 9 国際的視野で取り組む男女共同参画の推進

【現状と課題】

国際社会における男女共同参画の取組みに対して、理解を深めることは地域での男女共同参画を推進するために重要なことです。

本市においては、外国人登録者が、平成13年（2001年）には、1,317人に対し、平成21年（2009年）には1,736人と増加しています。

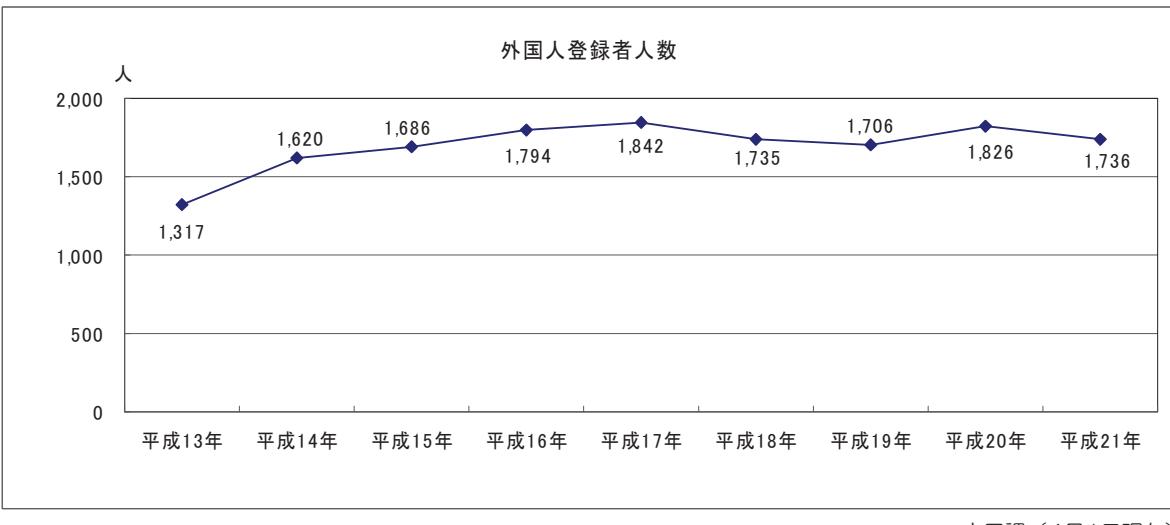
しかし、言葉や習慣の違う国々から、仕事、結婚等で来日した人々が、地域に溶け込んで暮らすのは容易なことではありません。

男女共同参画社会づくりを身近な課題の一つとして、在住外国人が共に地域の一員として暮らしやすいまちづくりを推進するため、異なる文化や価値観・生活習慣に対するお互いの理解と認識を深めることが必要です。

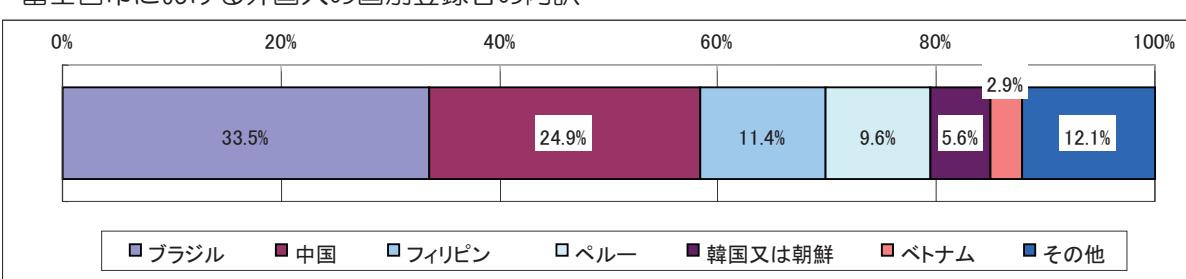
このため、国際姉妹都市である米国サンタモニカ市や、友好交流関係都市である中国紹興市等との交流や学習活動を通じて豊かな国際感覚を身につけるとともに、市民一人ひとりが性別、国籍を問わず人権を尊重し、地域社会の一員として外国人との相互理解と交流を深めることが必要です。

【参考資料】

富士宮市における外国人登録者人口の推移



富士宮市における外国人の国別登録者の内訳



【施策の方向】

(1) 在住外国人が参加しやすい男女共同参画の推進

在住外国人が市民として、男女共同参画のまちづくりに参加できるよう、地域活動に関する情報収集、提供及び相談体制の充実に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
9101	外国人のための日本語能力の育成	外国人の日本語習得のための講座を開催します	くらしの相談課
9102	外国人のための行政情報の提供	住民として生活していくために、必要な行政情報を提供します	くらしの相談課
9103	外国人に対する相談体制の充実	女性の相談員を設けるなど、在住外国人に対する相談体制を充実します	くらしの相談課
9104	外国人との交流促進	国際化に対応する意識を高めるために、外国人との交流を促進します	くらしの相談課

(2) 国際交流・協力活動を通した男女共同参画の推進

国際交流・協力活動を通した国際理解を深め、性別、国籍を問わず人権を尊重し、地域社会の一員として外国人との相互理解と交流を深めるとともに、姉妹都市等との交流事業への市民の積極的参加を促します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	所管
9201	国際交流事業の推進	市が行う姉妹都市等との交流事業への市民の積極的参加を促進します	くらしの相談課 学校教育課
9202	国際的理を深めるための講演会の開催	国際的な意識を深めるために、国際理解の講演会やセミナーを開催します	くらしの相談課

IV 後期実施計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、市民・事業者の理解と協力が欠かせません。

また、さまざまな分野にかかる諸問題に総合的に対処するため、国・県との連携と協力が不可欠です。

そのため、男女共同参画を推進するために次のような体制づくりに努めます。

1 計画を推進する体制の整備

(1) 男女共同参画推進会議

「富士宮市男女共同参画推進会議」において、富士宮市の男女共同参画の推進に関する施策について審議します。

(2) 男女共同参画審議会

市の条例15条に基づく「富士宮市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に対して答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について審議します。

(3) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携につとめます。

2 市民参画による推進体制と拠点の充実

(1) 市民参画の推進

団体等による男女共同参画を推進するための情報提供やネットワークづくりの支援に努めます。

(2) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会の実現に向け、市民が主体的に活動する場として「男女共同参画センター」を充実します。

(3) 市民意識の反映

社会情勢の変化によるあらたな課題や市民意識の変化に対応するため、市民意見の聴取に努め、施策への反映を図ります。

3 計画の進捗状況の点検・評価と情報公開

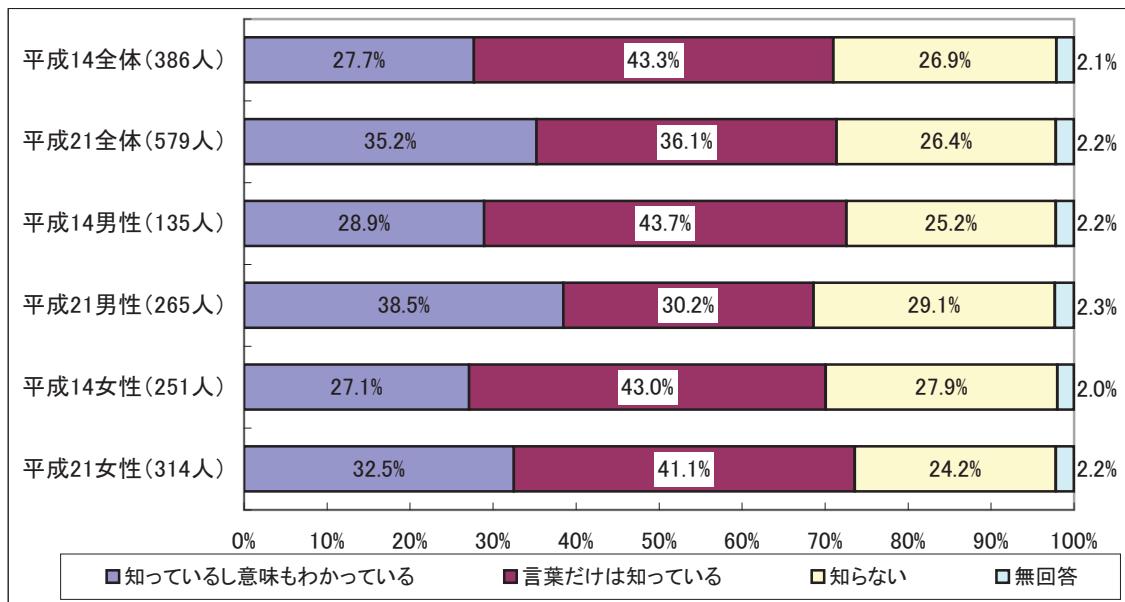
計画の進捗状況を点検・評価するため、年度ごとに調査報告書を作成し、計画の進捗状況を公表します。

V 参考資料

- ◆ 男女共同参画に関するデータ
- ◆ 富士宮市男女共同参画のあゆみ
- ◆ 男女共同参画社会づくり事業所宣言
- ◆ 男女共同参画関係法令
- ◆ 用語解説

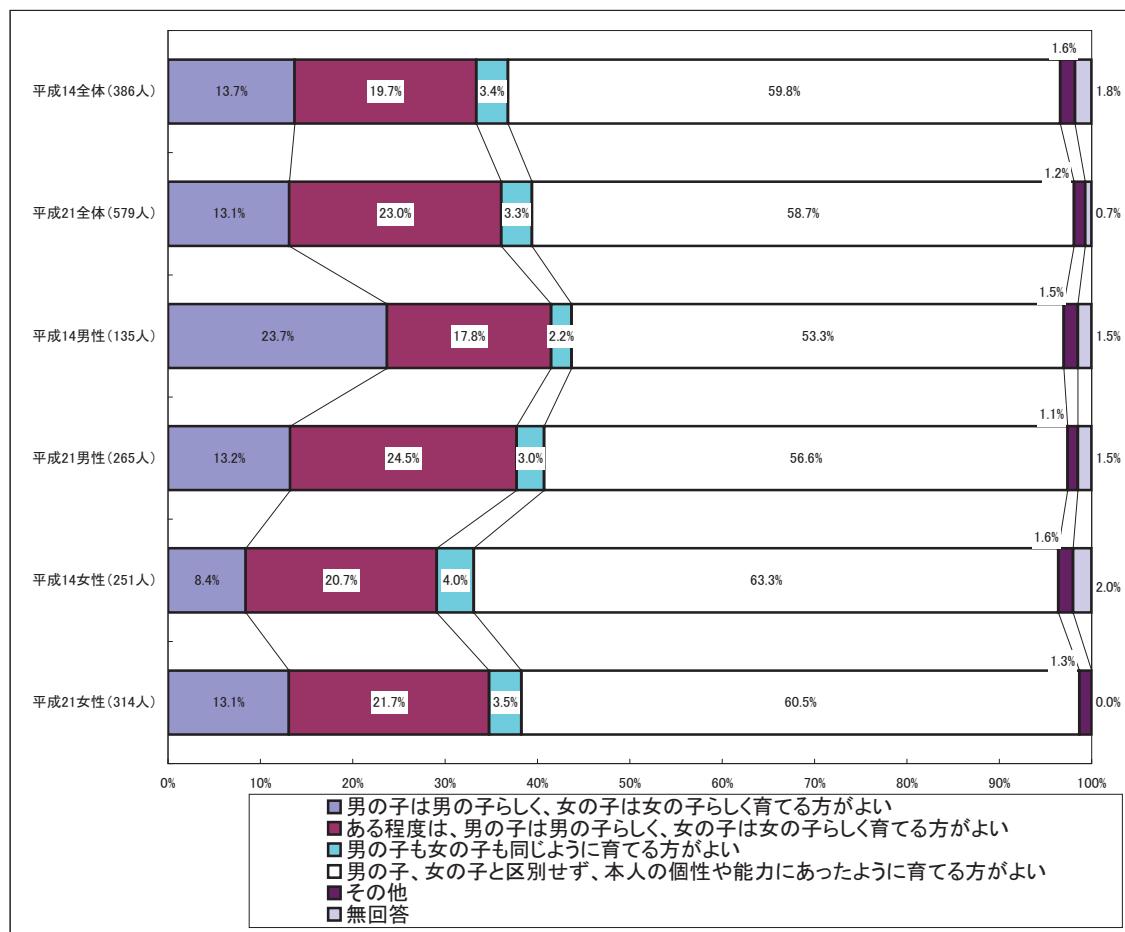
◆ 男女共同参画に関するデータ

男女共同参画社会という言葉を知っていますか



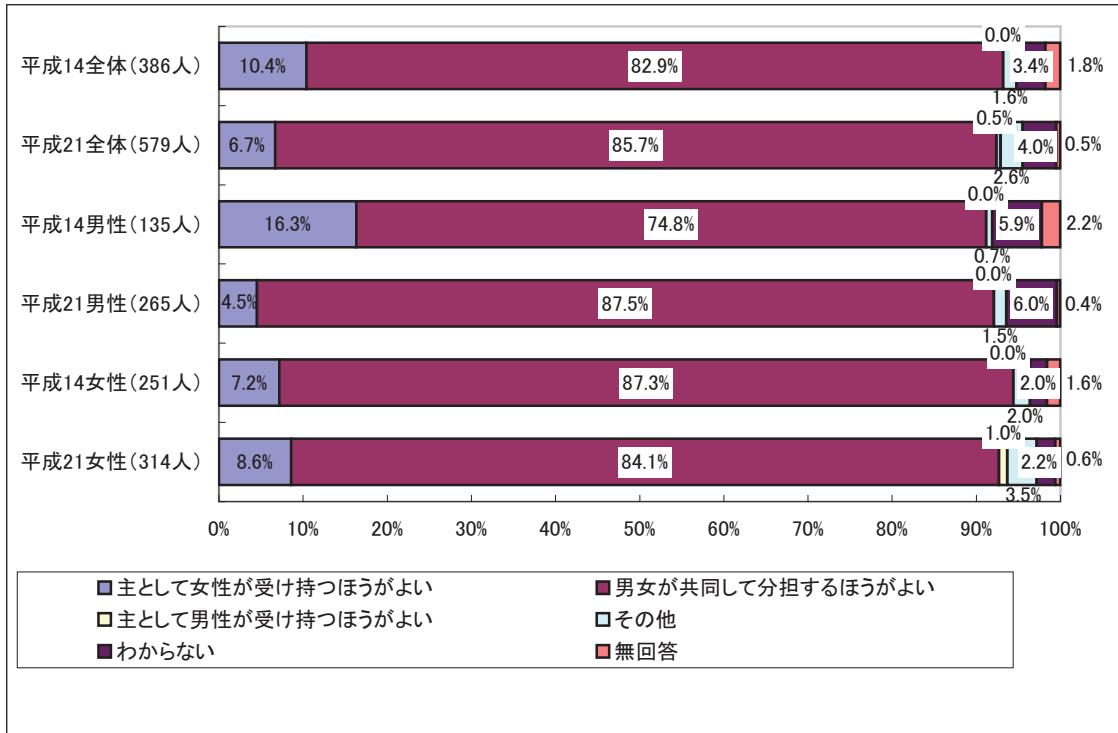
男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

これからのお子さんは、どのように育てるのがよいと思いますか。



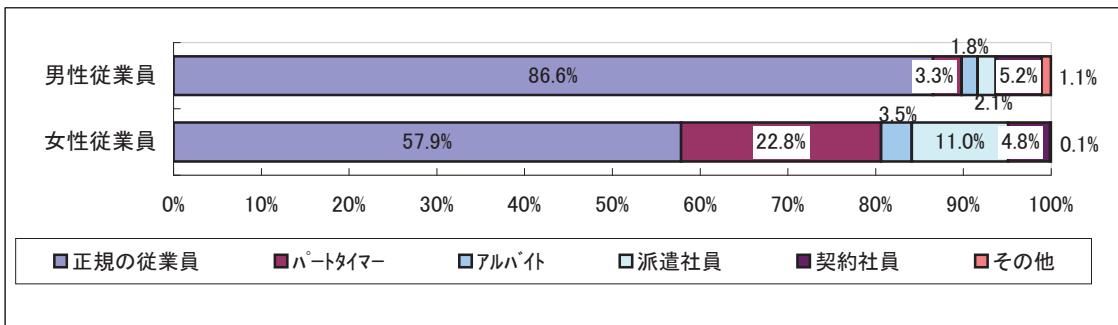
男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

高齢者の介護に対する家庭内での分担についてどのようにお考えですか



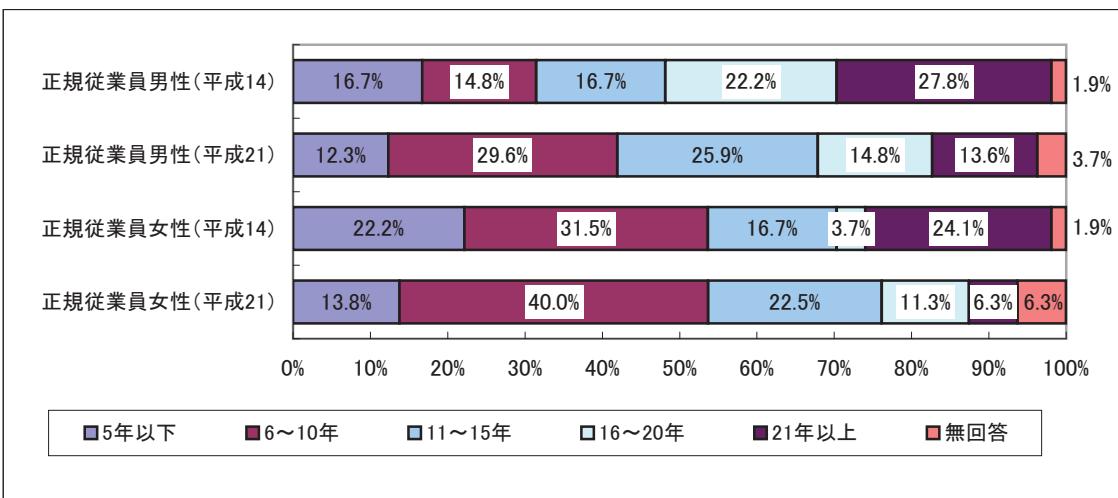
男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

「従業員の割合」



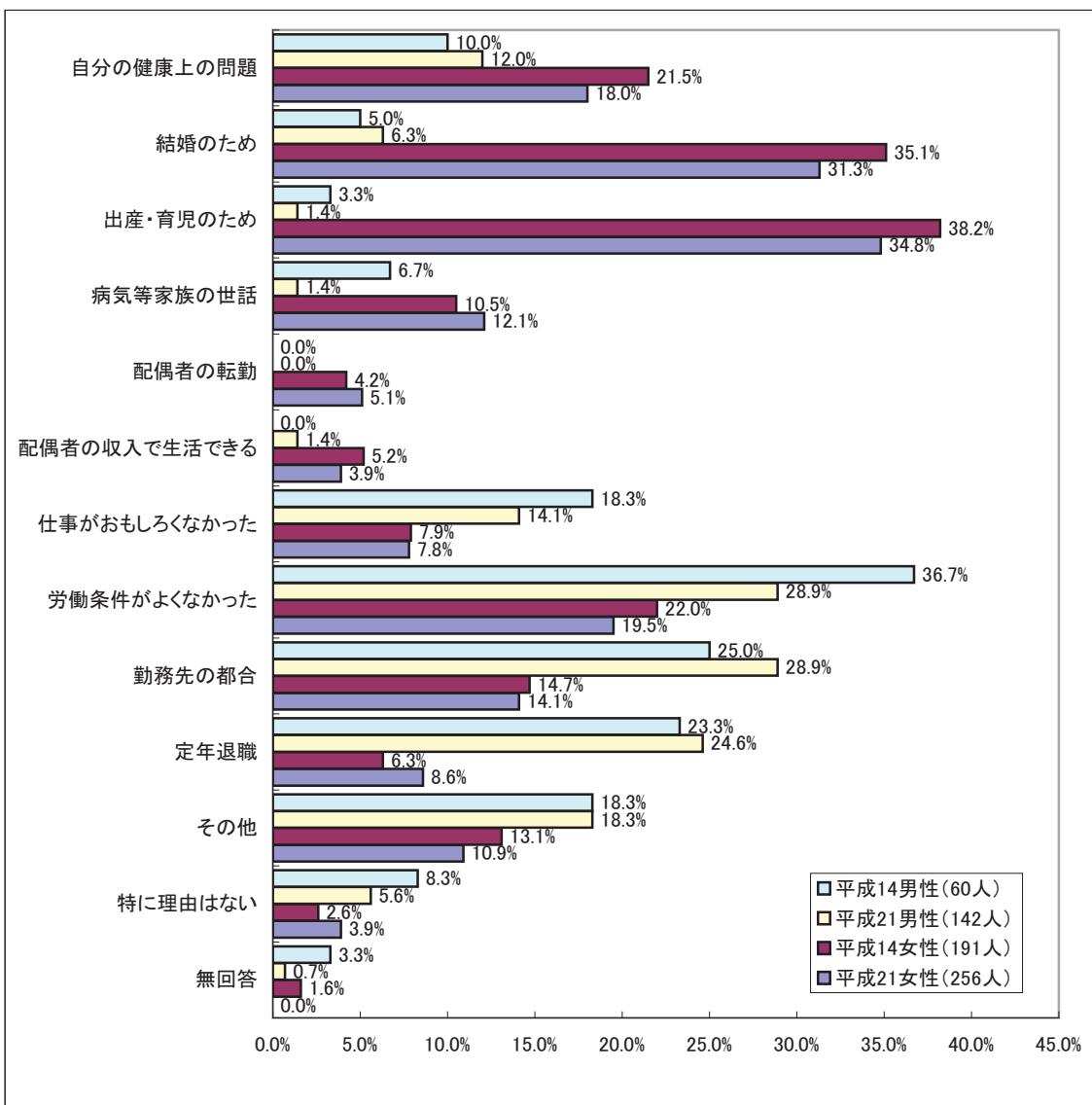
男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年）

「平均勤続年数」



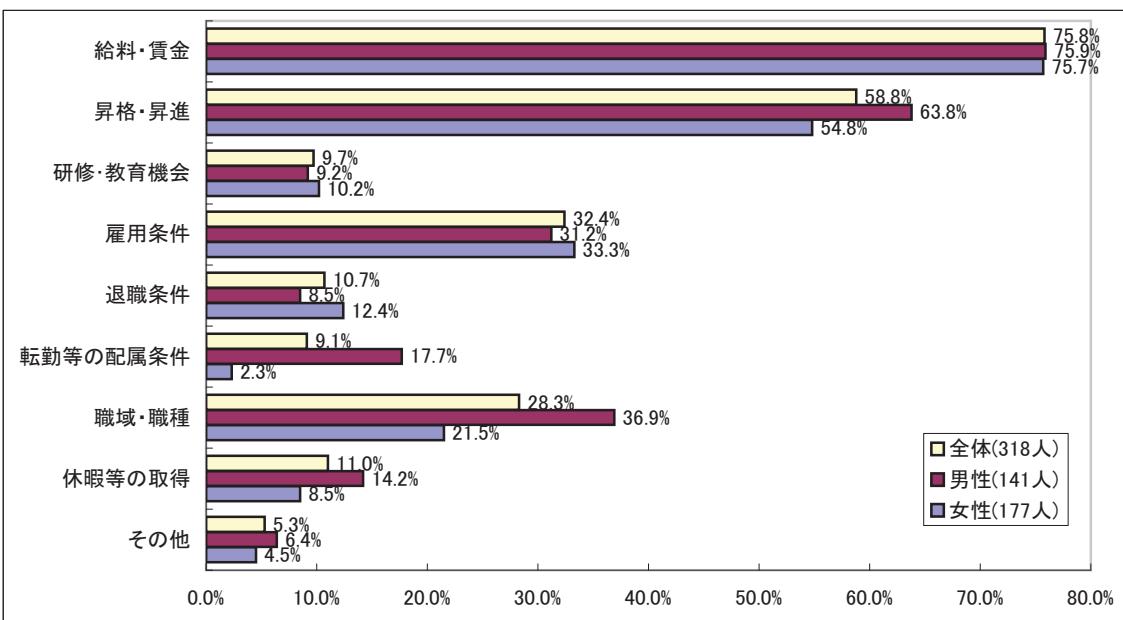
男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

仕事を辞めたり、中断したり、転職したりした理由



男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

職場において、どのようなことに対して男女の不平等を感じますか



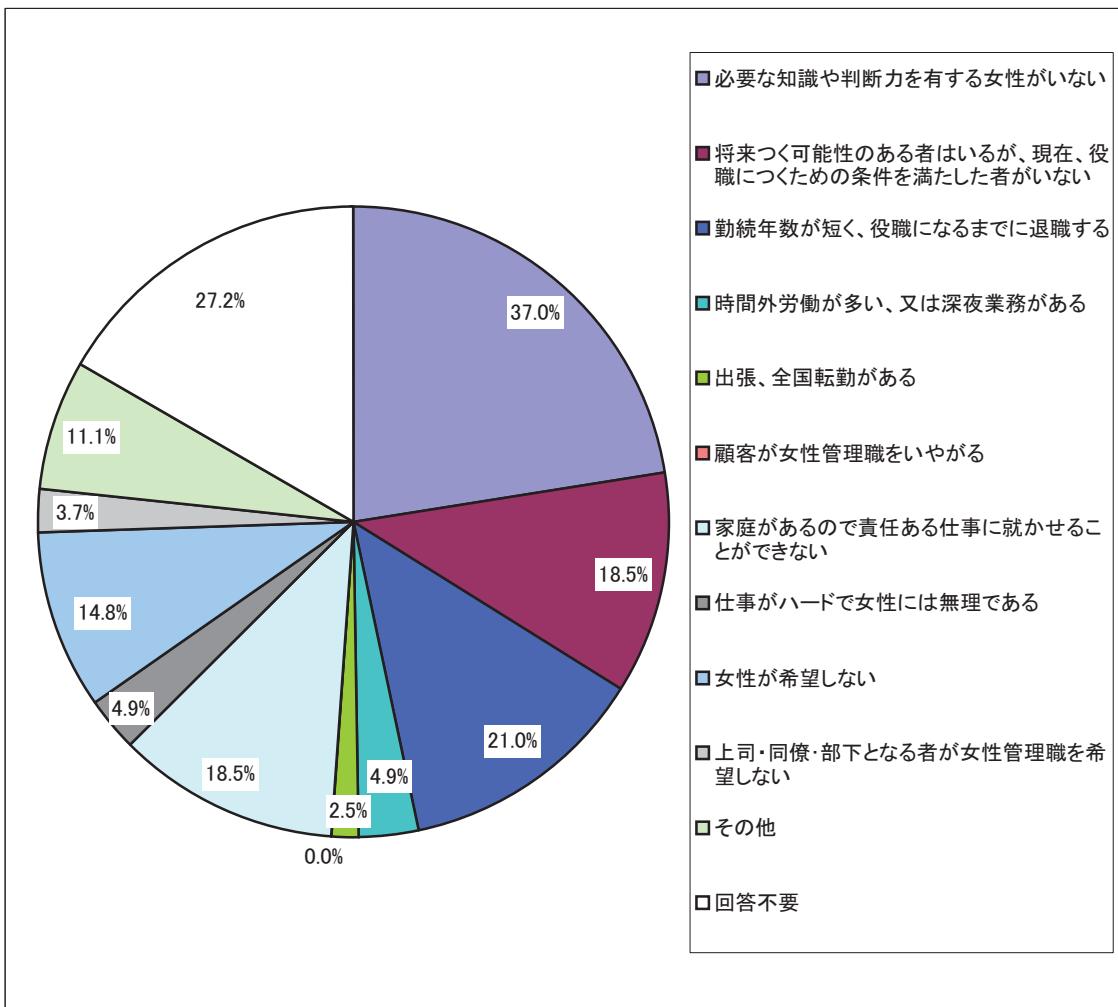
男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年）

管理職の状況

管理職	(平成21年)			(平成14年)		
	管理職数	男性管理職	女性管理職	管理職数	男性管理職	女性管理職
①役職	2.8	2.3	0.5	1.9	1.5	0.4
②部長相当職	1.8	1.5	0.2	1.0	0.9	0.1
③課長相当職	3.5	3.1	0.5	2.1	2.0	0.1
④係長相当職	3.2	2.3	0.9	2.1	1.8	0.3
合 計	11.3	9.1	2.1	7.0	6.2	0.9

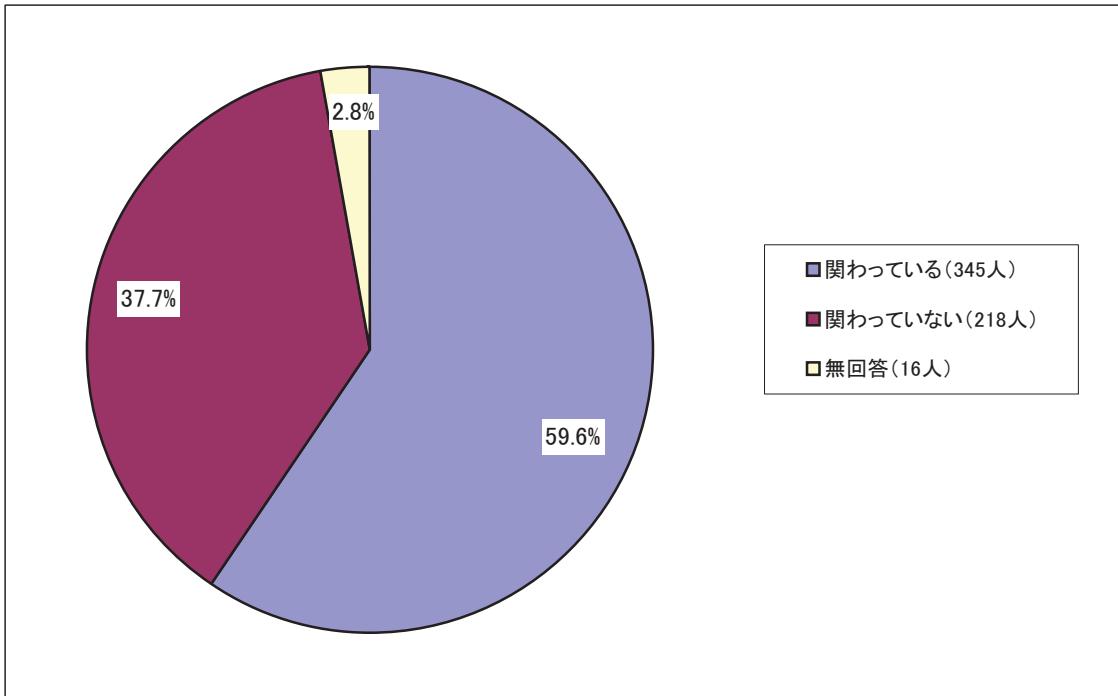
男女共同参画に関する市民意識調査（平成14年と平成21年の比較）

女性管理職が少ない（1割未満）理由



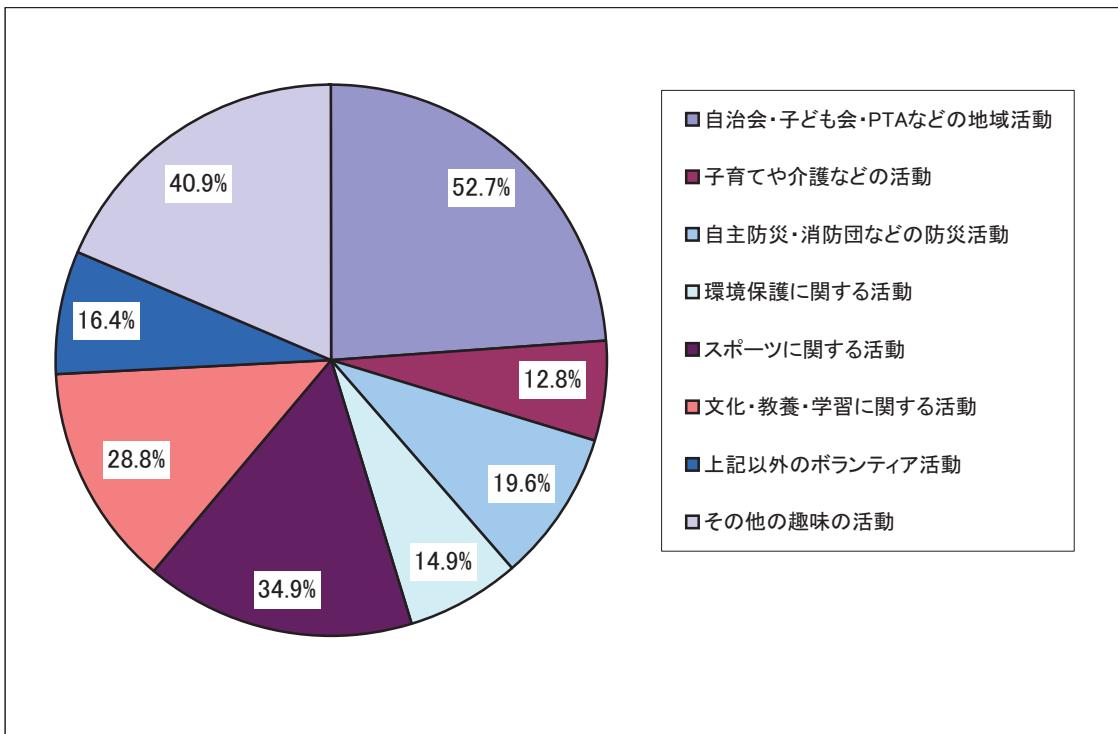
男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年）

グループ活動への取り組み状況



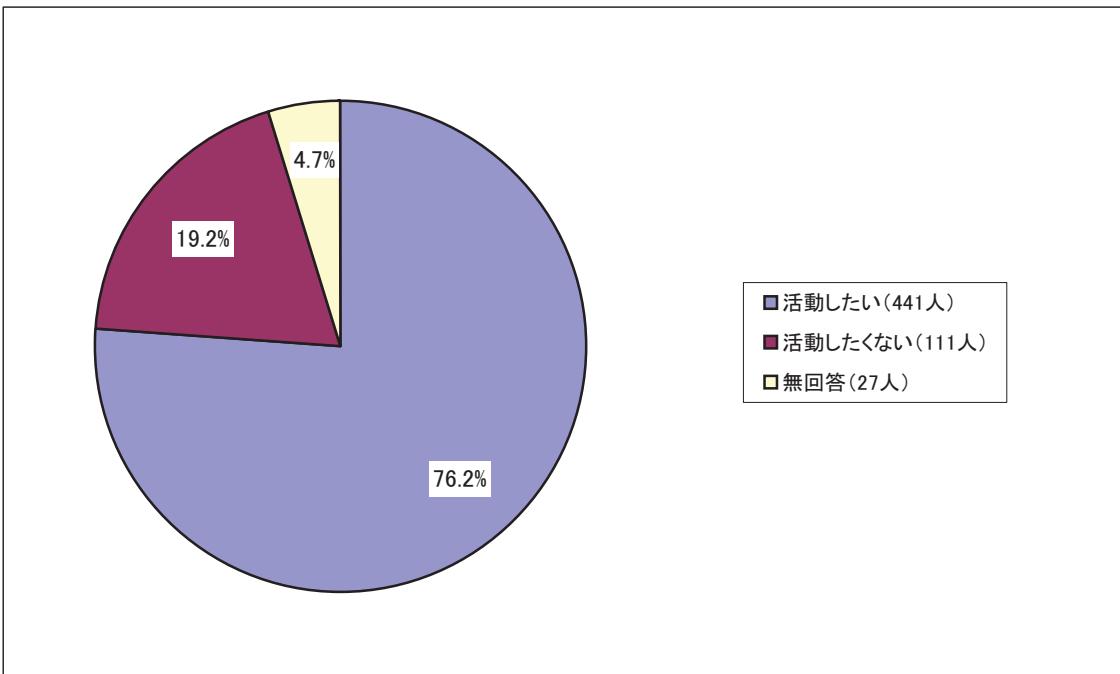
男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年）

関わっている（延べ数）



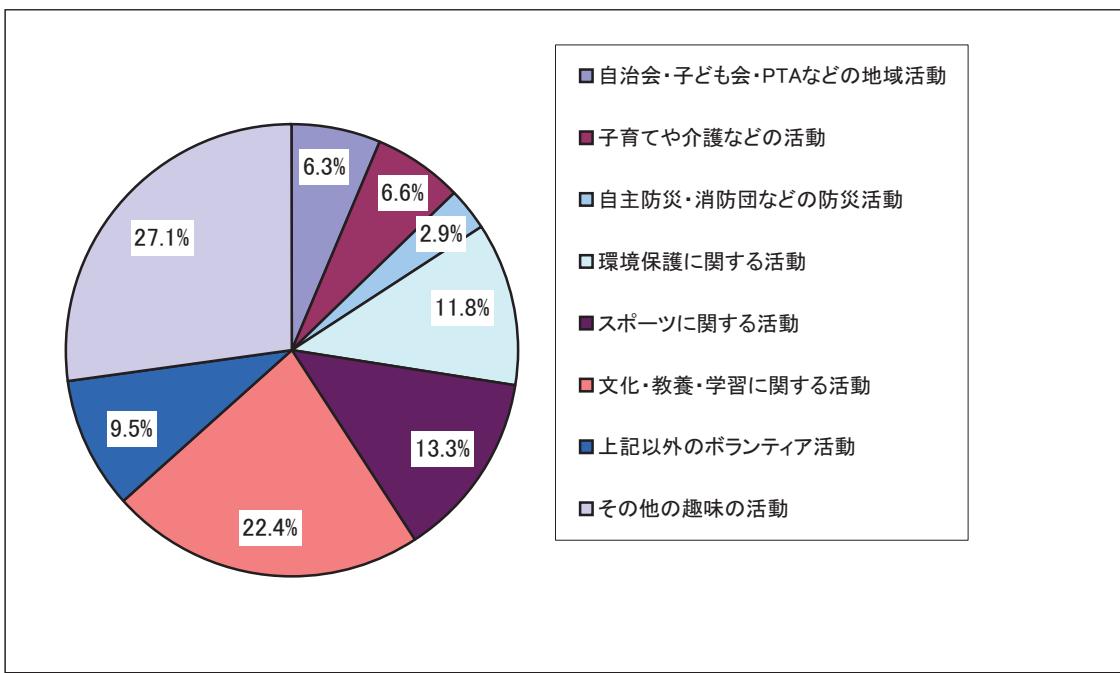
男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年）

今後のグループ活動への取り組み（活動の意向）



男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年）

今後、活動したい（延べ数）



男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年）

◆富士宮市男女共同参画のあゆみ

富士宮市男女共同参画のあゆみ

1993 (平成 5 年)	◆教育委員会に女性青少年課を設置
1995 (平成 7 年)	◆富士宮市女性行政推進会議を設置
1996 (平成 8 年)	◆女性青少年課を生涯学習課に改組
1997 (平成 9 年)	◆生涯学習課・男女共同参画アンケートの実施
1999 (平成 11 年)	◆富士宮市男女共同参画プランを策定 ～よりよいパートナーシップを目指して～ ◆富士宮市女性センターが開館
2002 (平成 14 年)	◆男女共同参画に関する市民意識調査の実施
2004 (平成 16 年)	◆富士宮市女性センターを富士宮市男女共同参画センターに改称 ◆富士宮市男女共同参画推進条例の施行 ◆富士宮市男女共同参画審議会の設置
2006 (平成 18 年)	◆第 2 次富士宮市男女共同参画プランを策定
2008 (平成 20 年)	◆生涯学習課と文化課を統合し、教育文化課を設置
2009 (平成 21 年)	◆男女共同参画に関する市民意識調査の実施
2010 (平成 22 年)	◆教育文化課を社会教育課と富士山文化課に分割
2011 (平成 23 年)	◆第 2 次富士宮市男女共同参画プランの後期実施計画を策定

富士宮市男女共同参画審議会委員名簿

任期 (平成 20 年 8 月 1 日～平成 22 年 7 月 31 日)

選出区分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	窪田 信子	学識経験者	会長
	惟村 勝	学識経験者	副会長
関係団体が 推薦する者	井出 裕子	富士宮市校長会	
	勝亦 健委	富士宮市区長会	
	惟村 いづさ	富士宮市 PTA 連合会	
	井出 みゆき	富士宮市地域女性連絡会	
	渡辺 真由美	富士宮・芝川地区介護保険事業者連絡協議会	
	鈴木 秀之	富士宮商工会議所	
市 民	芝切 清美	公募	
	佐野 秀明	公募	

富士宮市男女共同参画審議会委員名簿

任期（平成 22 年 8 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日）

選出区分	氏 名	所 屬 等	備 考
学識経験者	惟村 勝	学識経験者	会長
	佐野 真紀	学識経験者	
関係団体が 推薦する者	輿水 まゆみ	富士宮市校長会	
	勝亦 健委	富士宮市区長会	
	佐藤 雅子	富士宮市 PTA 連合会	
	土屋 善江	富士宮市地域女性連絡会	
	渡辺 真由美	富士宮市介護保険事業者連絡協議会	副会長
	鈴木 秀之	富士宮商工会議所	
市 民	佐野 秀明	公募	
	伊藤 加奈子	公募	

「第 2 次富士宮市男女共同参画プラン」後期実施計画策定アドバイザー

静岡県立大学教授	犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部
----------	-------	--------------

富士宮市男女共同参画推進会議委員名簿

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

役 職	職 名	氏 名	備 考
委 員 長	教育次長	渡井 一成	議長
副委員長	社会教育課長	山口 眞理子	議長代理
委 員	人事課長	平野 正之	
	企画経営課長	手島 大輔	
	農政課長	堀江 裕之	
	商工観光課長	遠藤 祐司	
	介護障害支援課長	佐野 計公	
	福祉総合相談課長	佐野 晃崇	
	子ども未来課長	小林 秀実	
	健康増進課長	中川 礼以子	
	都市計画課長	平石 博一	
	市立病院事務部病院管理課長	花倉 渉淳	
	消防本部管理課長	佐野 則男	

登録証



男女共同参画社会づくり 宣言事業所・団体

宣言書

私たちは、男性も女性も個性と能力を十分に發揮し、いきいき活躍できるよう、次の取組を行うことを宣言します。

取組内容

富士宮市役所は、職員の男女を問わず、各自の個性と能力を十分に發揮できる環境を整備し、職員としての誇りと自覚を持ち、市民の福祉向上に邁進するため、以下の点に取り組みます。

- 職員の個性と能力が十分に發揮できる職場づくりを推進します。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を大切にします。

平成21年8月18日
富士宮市役所
富士宮市長 小室 直義

静岡県

◆ 男女共同参画関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにつかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有することにつかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めることは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關する必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

（1） 略

（2） 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（1）から（10）まで 略

（11）男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

富士宮市男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 23 日
富士宮市条例第 12 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策（第11条—第14条）

第3章 男女共同参画審議会（第15条—第22条）

第4章 雜則（第23条）

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、国をはじめ、各自治体においても男女平等を目指した様々な取組が、国際社会における取組と連動して進められてきた。

富士宮市においては、市民の活動拠点として、富士宮市女性センターを開設するとともに、富士宮市男女共同参画プランを策定するなど、男女が平等な立場で、生き生きと生活できる社会を目指して努力してきた。

しかしながら、現実には、性別による固定的な役割分担意識や、それを反映した社会における制度や慣行が、時代とともに変化してきているが依然として残っており、不平等感を抱いている市民は少なくないことから、真の男女平等を達成するには、より一層の取組を進めていく必要がある。

それには、男女の違いを画一的に否定することなく、互いに個人として尊重し合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会を実現することが重要と考える。

私たちは、豊かで充実した人生を送ることができるよう、安らぎと活力にみちた富士宮市を目指し、男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

- (4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべての者をいう。

(基本理念)

- 第3条** 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (1) 男女が共に、人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市又は事業者における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
 - (4) 男女が、家庭はすべての分野にかかわる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とが両立できるようにすること。
 - (5) 男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合うとともに生涯にわたる心身の健康に配慮されること。
 - (6) 男女共同参画の推進が、国際的視野で取り組むべき課題でもあることを認識し、国際社会の動向を踏まえて行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置、体制の整備及び情報の提供に努めるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者と連携し、及び協力するとともに、市民及び事業者が男女共同参画の推進のために行う活動の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう自ら努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画の推進体制を整備し、就労者の職業生活及び家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、就労者に対し、就労に関する男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦をはじめとするすべての男女間において、身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(地域における男女共同参画の実現)

第8条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画の実現を図るよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第9条 何人も、家庭教育、学校教育、職場教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(情報の表示に関する配慮)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するときは、男女共同参画の推進に配慮した表現を用いるよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(行動計画の策定及び進ちょく状況の公表)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、速やかにこれを公表するものとする。

- 2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聞くとともに、第15条の富士宮市男女共同参画審議会へ諮問するものとする。
- 3 市長は、各年度における行動計画の進ちょく状況を公表するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(調査研究)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者の協力)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(苦情及び相談への対応)

第14条 市長は、市民又は事業者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別による差別的取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第15条 男女共同参画を円滑に推進するため、富士宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体が推薦する者
 - (3) 市民
- 2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月5日条例第31号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月5日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

◆ 用語解説

* 育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。

* NPO (Non- Profit Organization)

行政、企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織のこと。

* エンパワーメント (Empowerment)

力をつけること。自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力など、一人ひとりが力をつけること。平成7年（1995年）の「第4回世界女性会議」（北京会議）で示されたキーワード。

* 家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や、役割分担、就業条件、収益の分配方法等の世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

* 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

* ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

男女がその能力を生かす機会がどれだけ確保されているかという面での格差を測定する指標。具体的には、国会議員に占める男女比率、管理職と専門職・技術職に占める男女比率、男女の推定勤労所得を用いて算出する。

* 児童虐待

親などの養育者によって引き起こされた、子どもの心身の健康を損なうあらゆる行為を言う。「身体的虐待」や「性的虐待」のほか、子どもの保護を放棄し衣食住の世話をしない「ネグレクト」（遺棄）子どもに対して拒否的な態度をとるなどの「心理的虐待」に分類される。

* HIV 感染症/エイズ (AIDS)

血液、精液、膣分泌液を介してHIVというウィルスに感染することによって引き起こされる。エイズ（後天性免疫不全症候群）は、HIVによって生体の免疫力が徐々に低下して、さまざまな症状があらわれた状態。

* 性感染症 (STD)

性的接触を介して感染する感染症。

* 女子差別撤廃条約「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

昭和 54 年（1979 年）国連総会で採択され、昭和 56 年（1981 年）発効。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする。日本は、昭和 60 年（1985 年）に批准した。

* ジェンダー

生物学的な性別ではなく、社会的・文化的に形成された性別。

* 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方。

* セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたる、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

* SOHO (Small Office Home Office)

情報通信ネットワークや情報通信機器等を活用して、小規模な事務所や自宅で仕事をする独立自営型の就労形態。

* 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うこと。

* ドメスティック・バイオレンス

配偶者・パートナーからの身体的・精神的な暴力のこと。威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

* ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を發揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

* **人間開発指標（HDI）**

「長寿を全うできる健康的な生活」「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率及び就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出する。

* **男女雇用機会均等法**

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

昭和61年（1986年）施行され、平成9年（1997年）6月に、募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。平成18年（2006年）6月には、「間接差別」の禁止などを盛り込む改正が行われた。

* **パートタイム労働法**

「短時間労働者の雇用の改善等に関する法律」

短時間労働について、雇用の改善に関する措置や職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者が能力を有効に発揮することができるようすることを目的とする法律。

* **ファミリー・サポート・センター**

仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる協力会員の双方を募り、有償で助け合うシステム。

* **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。男女の実質的な機会の平等を目指す。

* **メディア・リテラシー**

メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、選択し、主体的に読み解き、自己発信すること。

* **ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを超え、すべての人が利用しやすいまちづくりやものづくりを行っていくこうとする考え方。

【男女共同参画行動計画】
第2次富士宮市男女共同参画プラン

後期実施計画

発行：平成23年3月

富士宮市教育委員会社会教育課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL：0544-22-0341 FAX：0544-22-0326

Eメール：e-danjo@city.fujinomiya.shizuoka.jp